

令和7年第1回八千代町議会定例会会議録（第3号）

令和7年3月12日（水曜日）午前9時00分開議

本日の出席議員

議長（9番）	上野 政男君	副議長（6番）	安田 忠司君
1番	赤荻 妙子君	2番	赤塚 千夏君
3番	榎本 哲朗君	4番	吉田 安夫君
5番	谷中 理矩君	7番	増田 光利君
8番	大里 岳史君	10番	生井 和巳君
11番	大久保 武君	12番	水垣 正弘君
13番	宮本 直志君	14番	大久保敏夫君

本日の欠席議員

なし

説明のため出席をしたる者

町 長	野村 勇君	副 町 長	木瀬 誠君
教 育 長	関 篤君	秘 書 公 室 長	馬場 俊明君
総 務 部 長	生井 好雄君	町民くらしの 部 長	古澤 朗紀君
保健福祉部長	野中 清昭君	産業建設部長	青木 譲君
教 育 部 長	小林 由実君	秘 書 課 長	市村 隆男君
まちづくり 推 進 課 長	斉藤 典弘君	総 務 課 長	鈴木 和美君
財 務 課 長	中川 貴志君	税 務 課 長	岩坂 信幸君
環境対策課長	井上 敦之君	福祉介護課長	栗野 直人君
健康増進課長	永瀬 修君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	齊藤 武史君
農 政 課 長	山崎 浩司君	産業振興課長	瀬崎 清一君
都市建設課長	倉持 浩幸君	上下水道課長	秋葉 通明君
会計管理者兼 会 計 課 長	鈴木 佳奈君	総 務 課 補 佐	石塚 浩二君

議会事務局の出席者

議会事務局長	飯岡 勝利	補	佐 菊 佐知子
主 幹	小竹 雅史		

議長（上野政男君） 引き続きご参集をくださいまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。よって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

議 事 日 程 （第 3 号）

令和 7 年 3 月 12 日（水）午前 9 時開議

日程第 1 通告による一般質問

議長（上野政男君） 傍聴人の方に申し上げます。

地方自治法第130条第 1 項並びに八千代町議会傍聴規則第10条の規定により、会議を妨害する行為があった場合には退場を命ずることがありますので、あらかじめご注意を申し上げます。

また、八千代町議会傍聴規則第 8 条の規定により、傍聴席における写真、動画等の撮影及び録音等につきましてはしないこととされておりますので、ご注意を申し上げます。

なお、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りください。

本日の会議におきまして、町広報 P R 係による写真撮影を許可をいたしましたので、ご了承願います。

日程第 1 一般質問

議長（上野政男君） 日程第 1、通告による一般質問を行います。

順序に従いまして質問を許します。

初めに、11番、大久保武議員の質問を許します。

11番、大久保武議員。

(11番 大久保 武君登壇)

11番（大久保 武君） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告いたしました高病原性鳥インフルエンザによる埋却40万羽及び鶏卵240トン及び飼料460トンの埋却について、あと地元行政区への町の対応についてをご質問いたします。よろしくお願いいたします。

議長（上野政男君） 青木建設産業部長。

(産業建設部長 青木 譲君登壇)

産業建設部長（青木 譲君） 議席番号11番、大久保武議員の通告による一般質問にお答えいたします。

初めに、今回発生しました高病原性鳥インフルエンザの経過についてご説明いたします。昨年末の12月29日、町内養鶏場において高病原性鳥インフルエンザが確認されたことに伴いまして、同日、町では対策本部を立ち上げました。県の指導の下、同日正午から初動防疫を開始しまして、1月4日までの7日間、24時間体制により、県職員、市町村職員、関係団体、自衛隊など延べ約5,400名の協力によりまして、約108万羽の殺処分が終了しております。当町においても、防疫事務等において延べ152名の職員が参加しております。また、議員の皆様にも対応やご協力をいただいたところでございます。ありがとうございました。

ご質問の高病原性鳥インフルエンザについての（1）、埋却40万羽についてでございますが、こちら先月26日、県から埋却羽数の訂正がございまして、35万羽に訂正するとの報告がありましたことを申し添えます。

埋却ですが、埋却は防疫を行う県が実施するものでございますが、その方法については、家畜伝染予防法施行令及び茨城県による防疫作業マニュアルにより規定されております。今回の殺処分した鶏の処分方法については、当初全羽を埋却、埋める予定となっておりましたが、防疫措置の実施途中、茨城県県西家畜衛生保健所から、防疫措置を早期に完了させるため焼却処分についても実施するとの連絡がありまして、約35万羽を埋却、約73万羽を焼却することとなりました。埋却は1月17日、焼却は2月の14日に完了しております。

質問の（2）、埋却卵約240トン、飼料約460トンについてでございますが、こちらも県

から訂正の報告がございまして、卵の変更はございませんが、埋却した飼料は約457トンとの報告を受けております。

処分対象の卵、飼料に関しましても、殺処分した鶏の埋却地と同じ敷地へ1月17日までに全量の埋却を完了しております。処分した鶏の埋却については、各位のご協力により比較的スムーズに処理がなされたものと考えております。

埋却地についてですが、今回の埋却地は、農場側により取得されたもので、前回2年前に発生した際は、当初は農場の敷地内に処分した鶏を含め、卵、飼料など全量を埋却する予定となっておりました。その中、近隣の事業者との関係や面積の課題などから、殺処分した鳥については、全羽焼却での処分となりました。しかし、処分対象の卵と飼料については、埋却地を確保しなければならず、殺処分した鶏は埋却しない。埋却するのは卵と餌だけという条件で、急遽、各地権者から土地を提供いただいたとの報告を受けております。その後、農場側が令和5年当時に事業を再開するに当たり、新たな埋却地を用意する必要があったため、100羽当たりで0.7平米が必要という基準があるようですが、2年前の発生時に、当初、卵、飼料等を埋却した土地に隣接した土地約9,000平米、こちらを超える土地を今回の埋却地として農場側が確保したという経緯がございます。今回の事業再開による新たな埋却地の確保につきましては、県から農場側に対し前回よりも厳しい指導がありまして、町においてもその動き、動向を注視しているところでございます。また、町から農場側に対しても、確保前には地元説明会の開催を要望するなど、地域住民の不安払拭に向けて、県、町、また農場側と3者による協議を継続しているところでございます。

ご質問3の地元行政区への町の対応についてでございますが、12月29日、町の対策本部会議終了後において、町職員と養鶏業者において、鳥インフルエンザが発生した旨のチラシを配布しながら周知をいたしました。発生農場周辺では、若、根ノ谷、松本行政区の各行政区長及び近隣企業へ訪問しまして、殺処分した鳥などの埋却周辺では、尾崎、大間木、芦ヶ谷新田、仲坪、舟戸の各行政区長及び周辺の地権者、耕作者の方々を訪問し、今回の防疫事業についての理解を求めました。また、町ホームページや防災無線も活用しまして、町民の皆様へ周知を行ったというところでございます。

また、先ほども申しましたが、今後、事業再開に必要な新たな埋却予定地の確保につきましては、県から農場側に対し厳しい指導があったところで、また町から農場側に対して、加工前には埋却地周辺の地元説明会、こちらを開催、要請してあるなど、地

元住民の不安払拭に努めるよう要請しているところでございます。

今後においても関係機関との連携を密にし、高病原性鳥インフルエンザを発生させない取組や、町民の皆様への早期情報提供を実現できるよう各種対策を強化してまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

以上、答弁といたします。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） 議席番号11番、大久保武議員の通告による一般質問にお答えをさせていただきますと思います。

質問の高病原性鳥インフルエンザにつきましては、先ほど担当部長から答弁がありましたとおりであります。今回の発生は、僅か2年前発生した同じ会社ということであり、大変これは問題であるなどというふうに受け止めております。今回の鳥インフルエンザ発生に際しまして、町民や近隣事業者の皆様をはじめ、また議会議員の皆様、そして県西管内自治体、自衛隊、関係団体等のご協力により、スムーズに防疫措置が完了することができました。この場をお借りいたしまして感謝申し上げたいと思います。ありがとうございます。

防疫措置は、県、国がこれを行うものという形になっております。そして、今回先ほど担当部長のほうから、県のほうが途中から焼却処分に切り替えたという形の説明があったわけですが、あれは私どものほうから県のほうに、埋却はやめてくれと、焼却にしてくれと、県の議員さんを通じてそれが県の知事の耳に入り、そしていち早く焼却に切り替わったという経過がございます。その際に、県の議員さんにもお世話になりましたので、そちらについてもこの場で感謝申し上げたいと思います。

県や国の方針もありましょうが、次回以降の処分家禽に関しましては、埋却よりも焼却で対応するよう、これを県のほうに強く要望していきたいというふうに思っています。また、農場側による経営再開に向けた新たな埋却予定地の確保につきましては、周辺地域に土壌汚染や臭気などの被害が発生しない、この対策が重要であるということから、用地取得前には必ず住民説明会を行って、その上で実施するよう、そのような指導を既に行っているところであります。しかし、地元行政区長をはじめ近隣住民や近隣地権者、近隣耕作者等の皆様へ納得できる、こういった説明がなければならないというふうに思っています。その際の町の協力としては、大変難しいものになるのだろうなという考え

でいるわけでございます。いずれにしても、今後、県、町での連絡体制を密にしまして、そして農場側に対しまして、これまで以上に高病原性鳥インフルエンザ対策に取り組を厳しく指導してまいりたいと、このように思っております。

説明いたします。

議長（上野政男君） 再質問ありますか。

11番、大久保武議員。

11番（大久保 武君） 前回2023年の2月に発生したときは、私の土地も町のために協力してくれということで協力したわけなのですが、そのときは卵と飼料だけの埋却で終わったのですが、残念なことに、今回40万羽を埋却されたということで、大変私も残念で、地元の行政区の方々には、議員が言ったから埋められたのだと言われているのですが、埋設に当たり地元への説明があったのかないか、ちょっと伺います。

議長（上野政男君） 青木産業建設部長。

（産業建設部長 青木 譲君登壇）

産業建設部長（青木 譲君） 大久保武議員の再質問にお答えいたします。

先ほど2年前の鳥インフルエンザ発生時に、卵と餌をというようなことで、議員のほうにご協力いただいて埋却地が確保できたというお話があったかと思います。2年前は、先ほど答弁でも申しましたが、鳥インフルエンザが発生して、本来農場の敷地内に埋めるということとなっていたものなのですが、近隣の事業者だったりから、敷地内での埋却は認めないというふうなこともあったという経過がございます。その中で、防疫措置は県で実施しているところなのですが、県のほうで殺処分した鳥については焼却処分を行うと。全量焼却するということとなりました。卵と餌については、どうしても埋める場所がないというようなことになりましたので、その中で用地を探している中、芦ヶ谷地内の議員さんの土地を含めた部分をご協力いただいて、卵と餌を埋却したという経過がございます。その後、今回は処分した鳥を埋却したということになってございますが、その土地を確保したのは、農場側のほうで用地を確保したという経緯がございます。それは、農場を再開するに当たっては、埋却地の確保がどうしても必要だというようなことで、農場のほうが見つけて埋却しているというようなことでございます。その際ですが、当時は町のほうでは……

（「地元へは」と呼ぶ者あり）

産業建設部長（青木 譲君） 農場側の埋却地取得に際して、町のほうでは特に関わっ

ていなかったという状況がございますので、農場が行ったことで町のほうが入って、地元への説明とか、そういったものということは行っておりません。改めまして、そういったこともございますので、今回、鳥インフルエンザが起きて、農場側がもし再開するのであれば、埋却地が必要になるというようなことになりますので、その際には、この前例もございますので、農場側に、地元に対しての十分な説明をして、理解を得て取得するようにという指導を行っているというようなところでございます。

以上でございます。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの11番、大久保武議員の質問にお答えをいたします。

町のほうでは前は特に説明会云々という話はしていなかったというのは、前は全羽焼却処分でありました。そして、その後、県のほうに私のほうから、鳥インフルエンザを発生した会社が営業再開するときには、処分地を確保しなければならないという決まりがありますので、その決まりに従って会社のほうが処分地を用意したのだと思います。そして、その際には、住民への説明会を必ずするよう県が指導してくださいと言ったのは、前回の後でしたので、前は、周辺住民の方への説明会は会社側は行っていないというふうに思っています。

また、いろんな法律を見ましても、農振法や農地法、環境関係と見ましても、これを町が縛るという法律は今のところなくて、例えば臭気等の環境に対しての違反というのは、こういう場では考えられますけれども、それもクリアできているという限りにおいては、地権者と会社との合意と契約の下になされる。そのときに会社がどのように説明したかというのは、私どもは前回知りませんでした。今回以降については、周辺住民への説明をきちんとしていただきたい。それは、風評被害であるとか、臭気等によって後から大きな問題が生じる可能性がありますよ、地域コミュニティーに大きな影響を与えますよということで、会社側に厳しく要請して、県にもこれは決まりとしてつくってくれと要請しているところであります。

答弁とします。

議長（上野政男君） 11番、大久保武議員。

11番（大久保 武君） 周辺の土地を提供した人にもいろいろ聞いたのですが、鳥は埋めないということで売ったのだという話をされたのですが、鳥を埋却するのであれば、

地元の人に説明をしてからやっていただきたい。私も大変迷惑しているので、この対応を町のほうで何とかしていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

議長（上野政男君） 要望ですか、質問ですか。

11番（大久保 武君） 地元の人によく説明してもらいたい。

（「今のは要望なのか答えもらうのか」と呼ぶ者あり）

11番（大久保 武君） 答えをもらう。

議長（上野政男君） 要望ですね。

青木産業建設部長。

（産業建設部長 青木 譲君登壇）

産業建設部長（青木 譲君） 大久保武議員の再々質問にお答えいたします。

用地取得の際には、会社のほうから地元のほうに、またその地権者ですか、そちらに對しても、その内容についてよく説明するようにということかと思います。先ほど町長のほうからありましたように、用地取得に際して、町のほうで法的なものとか、そういった縛りはないというようなことかと思いますが、当然、先ほど町長申しましたように、地域のコミュニティーに臭いとかそういったもの、地下水の汚染があれば影響があるというようなことですので、今回も農場側が農地を取得するという形にはなりますが、その際には、厳しく地元の了解を得ること、また当然地権者に対しても説明して納得していただいた中で用地を確保するというようなことは指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（上野政男君） 11番、大久保武議員。

11番（大久保 武君） いろいろな答弁いただきましたが、今後また再開するに当たって、鳥だけは埋却しないように、町のほうでも強く、町長のほうから言っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上、これで終わります。

議長（上野政男君） 以上で、11番、大久保武議員の質問を終わります。

ここで、答弁者の入替えを行います。

答弁関係課長の入場を許可をいたします。

次に、2番、赤塚千夏議員の質問を許します。

2番、赤塚千夏議員。

(2 番 赤塚千夏君登壇)

2 番（赤塚千夏君） ただいま議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問させていただきます。

初めに、1 県 1 水道に向けた県との経営一体化に参加しないことを強く求めて質問いたします。水道事業は、施設の老朽化や人口減少によって小規模な事業者ほど経営が困難になっています。そこで、国が推し進めているのが広域連携です。公共インフラはダウンサイジングが必要で、浄水場を大幅に減らし広域連携すれば、単独で運営するより経営は安定するというものなのですけれども、ダウンサイジングと言うなら、霞ヶ浦導水事業などの大型水源開発こそやめるべきです。

まず、グラフを見ていただきたいと思うのですけれども、ちょっと見て……

議長（上野政男君） ちょっと待ってください。

ここで、赤塚議員より事前に参考資料の議場モニターへの投影要請がありましたので、これを許可いたします。

2 番（赤塚千夏君） すみません。さっさと始めてしまいました。すみませんでした。

少し見にくいのですけれども、これは茨城県の人口予測のグラフになります。左側が国立人口研究所が示した人口で、右側が茨城県水道ビジョンの人口予測です。左側は 2030 年、青いほう 264 万人を予測しているのに対して、茨城水道事業では 274 万人ということで、10 万人多く予測されております。そして、2050 年、オレンジのグラフでは、人口研究所は 210 万人に対して、茨城水道ビジョンは 255 万人。45 万人も多く予測しているのです。10 万人違うと 1 日最大給水量で約 3.57 トンも違います。さらに、給水量の計算にもごまかしがあります。

次のグラフをお願いいたします。1 日の最大給水量の計算は、1 日 1 人当たり最大給水量に給水人口を掛けて算出するのですけれども、2021 年の実績では 1 人 407 リットル、これが年々減少してきています。これは節水機器の普及に伴うものだと思います。ところが、茨城県の水道ビジョンでは、2035 年から多く、逆に増えていくという予想になっているのです。このように、県は水需要を過大に見積もり、水源開発を進めてきたわけです。ところが、2 月 19 日、県企業局は県中央広域水道用水供給事業の基本料金を値下げすると発表しました。なぜ県中央だけが値下げなのか疑問なのですけれども、料金値下げの背景として、水道広域化によって施設の最適化や水需要が減少する見通しになったということを挙げています。今度は水需要が減少すると言い出したのです。水需要が

減少するのであれば、水源開発の計画も見直すべきではないですか。

ところが、県は計画を見直そうともせず、無駄な開発を続けています。この無駄な水源開発費用が水道料金として私たち住民にのしかかってきます。これが水道広域化プランの最大の欠陥です。霞ヶ浦導水事業は、これまでに5回も工期を延長し、総事業費は現時点で2,395億円、県の負担は1,038億円に上ります。県の包括外部監査も事業完成とされる令和12年以降は減価償却費や水源管理負担金が発生するので、料金改定を検討すべきと言っており、今でも全国一高い県水をさらに値上げすることは明白です。この1県1水道の真の狙いは、町の自己水源を閉じさせて、余っている県の水を買わせることにあります。無駄な開発のツケを町民に押しつけるもので、到底許すわけにはいきません。私は昨年9月議会で、県のシミュレーションは根拠データが不明だから、うのみにせず独自のシミュレーションを行うことを求めました。

3月5日の全員協議会で、広域化したほうが2070年までに29億円優位になるという説明がありましたが、この県の示すデータが八千代町の実態に合っているのか、きちんと検証されたのでしょうか。県シミュレーションの水道料金には令和12年以降に発生する減価償却費や水源管理負担金が含まれた計算となっているのでしょうか、ご答弁をお願いいたします。

議長（上野政男君） 青木産業建設部長。

（産業建設部長 青木 譲君登壇）

産業建設部長（青木 譲君） 議席番号2番、赤塚千夏議員の通告による一般質問にお答えいたします。

県のシミュレーション、こちらは検証したのかというようなことと、減価償却費などはその中に含まれているのかというようなこと、それと町のシミュレーション、独自には行っていないのかというような内容でございます。そちらですが、まず県の算出した財政シミュレーションに関しては、町としてはその都度内容を確認し、訂正がある場合にはお互いに確認して訂正している状況でございます。また、町の水道事業、単独の状況などについては、疑問点については問合せなどを行いまして、確認できる範囲で検証して、大きな差異はないものと考えているところでございます。

また、シミュレーションを町で行うことに関しましては、全体のシミュレーションをするに当たっては、経営統合の形や、県それから各市町村事業の今後の施設への投資や資産の状況、それから経営や財務、そういった状況、また見通しなど、そういった情報

を了解をいただきながら集めてシミュレーションしていく必要があるかと考えられます。また、そういった場合に専門的な知識を持つコンサルティング会社などに委託する必要があるということがあるかと思います。

また、町独自のシミュレーションですが、こちらはできる範囲で検証してはいるところですが、その中では大きな差がないというようなことで、シミュレーションに関しては、一定の町の考えと大きな差異はないものと考えております。

もう一点、減価償却が含まれているものかということですが、今後発生する減価償却費や水源管理負担金についてですが、県の担当のほうに確認したところ、含まれるということで、それは町からの情報によって町の施設を含むものでございますし、ご指摘ございました霞ヶ浦導水事業の減価償却費、また維持管理費も含んでのシミュレーションとなっているというもので聞いております。

以上でございます。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） 議席番号2番、赤塚千夏議員の通告によるご質問にお答えをさせていただきますと思います。

まず、県のシミュレーションは検証したのかという形であります。そして、水道料金は今後発生する減価償却費や水道管理負担金が含まれた計算になっているかということですが、県のシミュレーションについては、水道料金は今後発生する減価償却費や水源管理費等が含まれた計算になっているかについて、先ほど担当部長が答弁したとおりでございます。シミュレーションはその都度確認しているとのことですので、大きな差はないというふうに考えております。

また、人口の件であります。先ほど示された赤塚議員の数字、人口問題研究所の計画との差ということですが、あくまでも県が示した数字ということですが、私どもとしては、その点は県のほうに指摘してまいりたいというふうに思っています。人口が増えるのか減少するのかというのは、政策あるいは社会動向によって大分変わってくるかと思いますが、水の計算の量の根拠となるのはやっぱり人口であります。1人当たりの使用量でありますから、そういう点は指摘してまいりたいと思います。

そして、今回の意思決定に当たって、まだ今仮定という形ですが、そこに入っていたのは、八千代町というのはそもそも水で大変苦勞した地域であるということが

言えると思います。今の水道事業は昭和55年に始まりました。そのとき、当時、地盤沈下というものが大変騒がれていまして、国や県が地下水から一斉に表流水に水源を求めるように転換すると、そういう時期でありました。その中において、八千代町は4本の井戸を掘らせていただきました。この井戸の許可を取るに際しては、1年の時間を要しました。1年間、県に通いました。当初は県で門前払いを食らいましたが、1年の月日のうちに、県との協議の中で井戸を4本掘っていいという形になりました。そして、その後、今度は霞ヶ浦用水というものができまして、霞ヶ浦用水事業というのは、工業用水、水道用水、農業用水、3本セットでありました。そして、八千代町は農業用水と生活用水を購入した。工業用水は購入しなかったという形であります。当時、やはり鬼怒川は流れているものの、鬼怒川からの取水権利というのは、川西土地改良の一部だけが持っているだけで、飲み水等としてはあれは取れない。そして、猿島の奇病なんかもあったりして、あれが最終的には地下水が原因だったという事で、この地域は、将来的に水不足が懸念される地域ということで、八千代町も昭和55年ぐらいからこの水道事業に着手したわけであります。当時大きな反対がありました。水を金で買うのか、こういう反対がありましたが、今のこの様子を見ますと、やはり当時、設備を施したおかげで今の水道料金、少し高いという形にはなりますが、今の料金で済んでいるのかなという思いがありました。

そして、もう一つ、水に困っている地域であるというのが一つと、もう一つは、今、八千代町に張り巡らされている水道管、布設替えすると150億円ほどかかるという試算がございます。補助金や交付金がもらえるかもしれませんが。例えば150億円となると、補助金がもらえるといっても全額がもらえるわけではない。例えば2分の1でしたらば75億円は町で出さなくてはならない。よく補助金、補助金という形になりますが、補助金をもらうのはいいのですが、そこには裏負担もついてくる。それが大きいものである。それがこの八千代町に大きな金額が耐え得ることができるのかということを考えますと、水で苦しむ、あるいはお金で苦しむという地域のことを考えますと、これは今の計画の中に一応頭を突っ込んで、そしてシミュレーションの中で判断していくという形が望ましいのではないかなということで、私はこの間の協定のほうに合意をしたという形でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 2番、赤塚千夏議員。

2 番（赤塚千夏君） ありがとうございます。産業建設部長のほうから、その都度シミュレーションのほうは検証しているということでしたけれども、最初の全員協議会で配られた資料のほうの八千代町水需要予測のほうに、令和 3 年度と比較して令和50年度の人口は8,028人に減ると。1 日最大給水量は4,076立米に減ってしまうということが記載されております。

これちょっと私計算してみたのですが、先ほどの棒グラフをちょっと出していただいてよろしいですか。ごめんなさい、棒グラフではなくて折れ線のほうです。これで言うと、2050年の予測で382リットルというふうに予測されて、これは茨城県の水道ビジョンです。この協議会の2070年の給水量を人口で割ってみましたら、1 人当たり507リットルになるのです。令和 3 年の実績ですと八千代町253リットルなのです。約倍に 1 人当たりの使用量が増えるという、そういう結果になります、これ計算すると。これどう考えてもおかしくないでしょうか。倍に、これから 1 人当たり水、そんなに使いますか。こういうちょっといいかげんな数字なのではないかなと、私は大変問題だと思っています。

県南水道企業団が 2 月 7 日に行いました全員協議会で配付された資料を私入手いたしました。ここには県のシミュレーションを検証した結果もあるので、少しご紹介したいと思うのですが、「人口が減少することが確実な団体において、水需要が減少しないよう補正されているケースが多く見受けられる。中には、人口が現状の 5 割程度まで減少するのに、水需要は現状の110%以上まで需要が増加することを見込んでいる」というふうに書かれております。これまさしく八千代町のことでないですか。

また、物価上昇も見込まれておらず、特に設備の稼働に必要な電力費やその他動力費の予測においては、数年で現在の物価が以前の水準にまで回復するということを予測しているそうです。数年で今の物価高、元に戻るとはあまり思えないのではないかなと思います。本当に県に都合よくつくられたずさんなこれ数字で、この事実をどのように受け止めますか。

それから、ただいま基本協定を締結するに当たり、町長のほうからいろいろご説明がありましたけれども、まず議会に諮るべきではなかったのでしょうか、その辺をお聞きます。

議長（上野政男君） 青木産業建設部長。

（産業建設部長 青木 譲君登壇）

産業建設部長（青木 譲君） 赤塚千夏議員のご質問にお答えいたします。

まず、水需要の予測の数字、それと人口の関係かと思いますが、こちらは再度確認しまして、県のほうにも問合せしたいと思います。ただ、水需要予測1人当たりのというものがあるかと思いますが、人口1当たりに計算する場合にも、例えば事業所で使う水、そういったものも考慮してあるかと思いますが、その辺は県のほうには確認しておきたいと思います。

また、議会に諮るべきではないかというようなことかと思いますが、まずこの協定に参加すること自体が議会の議決が必要なものではないというようなことはございますが、当然、議会の方皆様にご説明して、それから協議会の参加をするというようなことがあったかと思います。議会に諮らず参加を決めたことについてでございますが、昨年12月の議会では、下水道審議会を上下水道審議会に変更する条例改正、こちらをいたしました。その際に、上下水道審議会において水道事業の広域連携についても審議会の中で諮ることとさせていただいたことでございます。その後開催いたしました上下水道審議会において説明し、ご意見をいただいたところでございます。

今回の水道事業の広域連携の協定、こちらにつきましては、以前から協議を進めていたところでございますので、本来、議員の皆様にご説明できればと思っていたところですが、その内容についてですが、ご説明できるようなもの、しっかりとした説明できるようなものとなったものが遅れていたというようなことですので、途中の協議の過程でも説明しておけばよかったのかなというところは反省しているところでございますが、その後、協定の締結に向けて急に事柄が進んでいったものですから、議員の皆様詳しい説明をする機会を逃してしまったところでございます。それで、先日の全員協議会で説明をさせていただいたというところでございます。大変申し訳ございませんでした。

協議会では、今後様々な県と協議などしながら、その方向性を決めていくこととなるかと思いますが。経営の統合となれば、今度は町の水道関係の条例改正なども必要になってくるものと思われますので、その際には、議会でお諮りをいただくことになるかと思います。今後は、進捗に合わせて議員の皆様への説明、それから意見などをお聞きする機会を設けてまいりたいと考えておりますので、ご理解よろしく願いいたします。

議長（上野政男君） 2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） 資料が急になってしまったということなのですが、中には昨年の6月ぐらいから議会で審議されている自治体もありますので、ちょっと遅いので

はないかと思うのです。そして、先ほどの全員協議会のこの数字についても、今日まで疑問を持たなかったのかというところが、私は大変ちょっと問題ではないかなと思っています。

さて、県の資料では、国の交付金活用で542億円補助金がもらえますよみたいなことをうたっていますけれども、県の資料です。確かに固定費がそれで削減される可能性はあります。広域化によって一定のレベルでは有効性を発揮するでしょう。しかし、不参加を決めた自治体は、水戸市やつくば市など給水人口の49%にも及んでいます。広域化に参加するのは経営困難が強く懸念される小さな事業体、すなわち過疎化が進む地方都市であり、人口密度、水道インフラの密度が低い自治体です。そのような場合、広域化に有効性が必ずしもあるというふうには限りません。初めに県が示したこのシミュレーションの水道料金、この金額では済まなくなってしまうのではないのでしょうか。何よりも、浄水場の統廃合は、災害時に大規模な断水被害を引き起こします。人口減少時代においては、水道に限らず社会インフラはコンパクト化を図ることが重要で、広域化はリスクを増大します。

実際に統合される3年後まで協議会のほうは脱退できるということを、以前、産業建設部長のほうからお伺いしました。今すぐにでも脱退すべきではないのでしょうか、お聞きいたします。

議長（上野政男君） 青木産業建設部長。

（産業建設部長 青木 譲君登壇）

産業建設部長（青木 譲君） 赤塚議員の質問にお答えいたします。

ダウンサイジングというようなことで、過疎化の地域においてこそ広域化には参加すべきではないというようなご意見かと思います。ただ、水道事業、八千代町の場合、人口が少ない中で広い範囲に水を配るというようなことで、井戸を含めて施設を持っていると。その中で人口減少していけば、当然料金収入は下がってきますし、少なくなってきますし、施設の管路の更新であったり、施設を維持していく費用も今後かかってくるというようなことがございます。その中で、単独で続けていくという場合、やはり料金そのままというようなこともなかなか難しい部分が考えられます。その中で、広域化と比較して、料金であったり経費の抑制が図れるということで、広域化を検討している。その中に参加するというようなこととなつてございます。

脱退すべきではないのかというようなご意見かと思いますが、協議会では今後、今回

協定等を締結しました県内20の市町村、それと栃木県の野木町を合わせた21市町村で広域連携の協定に参加しております。その後、参加する意向が県内の12の事業体であることを聞いておりますので、広域の連携に向けましては、その事業体の中で今後その議論を進めて、様々な意見を交わして、その中で検討していくことになるかと思います。

また、先ほど議員のほうからありましたように、県の計画の元の数字がどうかというようなこともございましたので、その辺も再度確認しつつ慎重に議論を重ねまして、参加の検討なども検討していきたいと考えております。

また、先ほど議会の皆様に説明がないというようなことでございましたので、進捗に合わせて適宜皆様にご説明、また意見を聞く機会を設けながら進めていきたいと考えております。脱退すべきではないのかということでございますが、脱退できないものではないとは思いますが、これから議論、協議を重ねていくところでございますので、今のところ考えてはいないというところでございます。

議長（上野政男君） 2番、赤塚千夏議員。

登壇してください。項目変わりますよね。

2番（赤塚千夏君） まだ……

議長（上野政男君） 分かりました。

2番（赤塚千夏君） 八千代町が施設の更新でこれから大変というのは分かるのですけれども、だから広域化のほうがよくばりしたらお金がかかるのではないのかというのを私、今さんざんお話ししてきたので、そこの数字をよく検討してみたいと思います。

協議会のほうも、今後参加するかどうかを検討していくということなのですが、その協議会の規約に「統合参画が困難と判断した場合は、協議会の同意を得た上で脱退できる」というふうにしただけでありません。参画事業体の全ての同意が必要なのか、それとも2分の1の同意で脱退できるのでしょうか。また、脱退する際の精算については別途協議するとあり、具体的な数字がありません。高額なペナルティーを科されるのではないのでしょうか。実際には事実上脱退は不可能、初めから統合に参加するつもりで協議会に入ったのではないのですか。

議長（上野政男君） 青木産業建設部長。

（産業建設部長 青木 譲君登壇）

産業建設部長（青木 譲君） 赤塚議員の質問にお答えいたします。

初めから参加するつもりで、参加が前提で協議会に入ったのではないかというようにことが1点あるかと思いますが、先ほどございましたように、町の水源が4本の井戸で苦勞して確保してあるというようなこともあったと思いますが、その中で、広域連携によりまして、水源が県水になりますが、安定した県水の水源が得られるということであれば、それは水源の確保に際しては、非常に意味があるものなのかと考えているところではございます。

それと、あともう一点、すみません、何でしたか。

（「抜けるときにペナルティーがあるのか」と呼ぶ者あり）

産業建設部長（青木 譲君） 抜けるときにペナルティーがあるのかと、あとまた抜けるときにはどれだけの、全部の同意が必要なのかとか、そういった話かと思うのですが、その決まりは今のところございません。ですので、今後協議会の中で話し合いながら、抜ける場合にはですけれども、そのときは協議会の中で協議しながらということになるかと思っています。

あとは、ペナルティーという部分があるかと思うのですが、それは広域連携に参加したことによって、広域連携に関する補助事業を行うといった場合には、協議会から抜ければ、その広域連携に対して上乗せされていた補助金について、そちらについては返還するというようなものかと存じます。

以上でございます。

議長（上野政男君） 2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） では、事業をまだやっていないのでしたら、ペナルティーを科されずに抜けられるということなののでしょうか。でしたら、今すぐにでも脱退すべきではないかと私は考えます。本当に広域化も多少必要だとは思いますが、やっぱり霞ヶ浦用水だったり、いろんなダムの建設費が乗っかってきてしまうところが私は問題ではないかと思っていまして、国の交付金をぶら下げて値上げを抑えられるというふうに誘い込んで、統合したら重い負担を押しつける、こういった県のやり方、それから、これほど重要なことを議会に諮らずに決めてしまう本町の対応も本当に問題だと思っています。

現在本町には4つの井戸がありますが、この井戸はどうするおつもりでしょうか、お聞かせください。

議長（上野政男君） 青木産業建設部長。

(産業建設部長 青木 譲君登壇)

産業建設部長(青木 譲君) 赤塚議員の質問にお答えいたします。

広域化になった場合、井戸はどうするのかということかと存じます。広域化の際に、その施設の最適化、こちらで浄水する浄水場が廃止ということになれば、町内にあります4本の井戸は不要となります。先ほどおっしゃったように、災害時などに水源として活用するなどのご意見もあるかと存じますが、井戸水、井戸ですか、こちらを定期的に水を循環させておかないと水質の悪化、それから水が出なくなるとか、そういったことが起こってきます。いざというときにすぐに使えない状態になってしまうということですので、井戸を残していくということであれば、それをくみ上げて使う現在の浄水場とか、そういったものも維持して残していくというようなことになるかと思えます。そうしますと、先ほどお話ししましたように施設の維持、また管理に関する費用が、更新含めて大分大きな費用がかかってくるというようなことがあります。また、井戸ですが、水道事業が始まった当初から使っているのもう45年程度たっているのですか、そうしますと井戸自体の能力というのですか、そちらも下がってきているというようなことですので、井戸自体も改修していかないと使えるものにはなっていないというような状況でございます。

また、そのような状況がございますので、4本の井戸の状況なども考えますと、広域化によりまして安定した水源の確保、こういったものが必要になってくるのではということと考えてございます。井戸を残す、また廃止するということについては、先ほどございましたこの災害時の対応など、こちらも様々な方法があるかと思われますので、その辺ほかの市町村などの状況なども注視しながら検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議長(上野政男君) 2番、赤塚千夏議員。

2番(赤塚千夏君) 災害等の様々なリスクを考えたとき、井戸を閉じるというのは本当に最悪の決断だと思います。本来は各水道事業団の浄水場の施設の更新であるとか、水道管の更新にこそ交付金を回すべきなのに、必要のない巨大水源開発を続ける国、県に対し、町長には強く抗議していただきたいなと思います。

時間なので、ちょっと質問はこの辺で終わりますけれども、県南水道企業団の管理者である取手市、龍ヶ崎市、牛久市とも市長は皆自民党元県議です。ですけれども、50年

間で10億円という国庫補助金がもらえるというメリットとか、統合に参加しなかった場合、料金に格差をつけられるペナルティーの可能性を勘案したとしても、それ以上にデメリットのほうが大きいとして、統合に参加しないという水道企業団の決定を市長も認めました。町長の一番の使命は町民の命を守ることです。県の顔色をうかがい、近隣市町村の様子を見ながら行動するのではなく、今からでも県のデータをしっかり検証し、その結果を明らかにすべきです。その上で大切な自己水源を守っていく方向にかじを切っていただくことを強く求めまして、1項目めの質問を終わりたいと思います。

議長（上野政男君） 登壇願います。

（2番 赤塚千夏君登壇）

2番（赤塚千夏君） 続きまして、2項目めの補聴器購入費助成事業について質問いたします。

2月4日付の茨城新聞には、茨城大学の田淵教授によると、60歳以上で3人に1人、70歳以上では約半数が難聴を抱えており、認知症患者のうち発症が予防できたかもしれない人の中には難聴症例も多く含まれる。補聴器を使って聴力を補うことが認知症予防につながるという記事が掲載されていました。しかし、補聴器の使用が高齢者のよりよい社会生活に役立つと分かっているながらも、高額で諦めている方が大勢いるというのが現実です。そうした状況を踏まえ、障害者手帳を持たない軽い難聴の高齢者を対象とした補聴器の購入費を助成する自治体が全国で広がっています。県内においても、2023年の時点では4市町だったものが、現在では10市町村にまで広がりを見せています。県西地域においても、古河市や常総市で3万円、筑西市では2万円などを上限に助成しており、本町においても補聴器購入費助成制度の創設に踏み出すべきではないでしょうか。補聴器を使うことが認知症予防につながり、加齢性難聴の方の生活改善には大変有効であると考えますが、どのように認識しておられるのか答弁を求めます。

議長（上野政男君） 野中保健福祉部長。

（保健福祉部長 野中清昭君登壇）

保健福祉部長（野中清昭君） 議席番号2番、赤塚千夏議員の通告による一般質問にお答えをいたします。

高齢者福祉について、補聴器購入費助成事業についてですが、加齢性難聴とは、年齢を重ねることで徐々に進行する聴力低下のことで、耳の中で音を察知する有毛細胞が減少したり、音の情報を能く伝える経路が障害されたりする、そのような原因で生じる難

聴でございます。高い周波数の音が聞こえにくくなることが多く、会話によるコミュニケーションが困難になり、社会参加に支障を来すといったようなことがございます。加齢性難聴による日常生活への影響としましては、例えば車の走行音やアラーム音にも気がつきにくくなるため、危機察知能力が低下するというようなことがございます。また、きちんと聞こえているつもりでも、聞き間違いをしたり、他人とのコミュニケーションがうまくいけなくなり、人と話することに自信が持てなくなるなどの影響があるというふうに言われております。

議員ご質問の補聴器が加齢性難聴の生活改善に有効であるという認識はあるかというご質問についてですけれども、加齢性難聴の程度によりましては、補聴器の導入が推奨される場合がございます。使い始めは何回も補聴器を調整する必要があり、また補聴器をうまく使いこなすにはリハビリが必要となります。補聴器をつけることにより自分が聞きたい音だけでなく、いろいろな雑音も聞こえてまいりますので、その中から会話などの必要な音を選び出して聞き取るということができるようになるまでには、数か月単位での時間がかかってしまいます。人それぞれ個人差はあると思いますが、補聴器を適正に利用できれば、生活改善に効果がある人もいるというふうに認識しております。

もう一点の補聴器購入助成制度を創設すべきではないかということにつきましては、当町における補聴器購入に対する助成では、身体障害者手帳をお持ちの聴覚障害のある方と、手帳を持たない交付対象とならない軽度、中度の聴覚障害の方のうち、18歳未満の方に助成をしているというふうな状況でございますが、加齢等による耳の聞こえの不便を感じている方への助成は、今のところ行っていないというふうな状況でございます。

議員ご指摘のように、県内におきましては、身体障害者手帳を持たない耳が聞きづらい方への助成としましては、県内では現在10市町、県西地区でも3自治体を実施しているというふうなことはこちらでも認識しております。それぞれ助成額につきましては自治体によって異なりますけれども、上限額を1万円から3万円ぐらいと設定しているような状況ということも把握はしているところでございます。補聴器購入費助成制度の創設につきましては、他市町村における難聴者への施策などの実態を把握するなど、引き続き調査研究をしてみたいと考えております。

なお、国におきまして、難聴と認知症の因果関係を検討する研究としまして、愛知県大府市にございます国立長寿医療研究センターで研究が実施されておりますことから、その動向につきましても注視してみたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） 2番、赤塚千夏議員の通告によるただいまの質問にお答えをさせていただきますと思います。

補聴器購入助成事業についてですが、詳細につきまして先ほど現状と併せて担当部長がお話しになったと思います。加齢によって起こる加齢性難聴は誰にでも起こる可能性があり、老化による聴覚機能の低下であるため、根本的な治療法がないと言われております。また、難聴は日常会話に支障を来し、周囲との意思疎通が困難となるなど家族や社会からの孤立につながることから、国の認知症施策において認知症を進める危険因子の一つとされております。

議員ご質問の補聴器が加齢性難聴の生活改善に有効であるという認識はあるかとの質問でございますが、日常生活での聞こえづらさを補うためには、補聴器の使用が有効な手段とされておりますが、加齢性難聴の程度によって補聴器の導入が奨励される場合があります。補聴器につきましては高価なものであり、また精密な医療機器でございますので、使用者それぞれの聴力に合わせて何度も調整を行う必要があるなど、慣れるにもリハビリに時間を要するということであります。個人差があると思いますが、生活改善に有効な人もいと認識しております。

質問の補聴器購入費助成制度を創設すべきではないかについてであります。当町におきましても、身体障害者手帳を取得するほどの重い症状ではないものの、軽度・中等度難聴により生活のしづらさを感じている高齢者は潜在的に多く存在すると考えております。また、難聴を早期発見する仕組みが必要であると考えております。今後につきましては、国の施策等の動向に注意するとともに、他市町村の状況等の把握なども調査してまいりたいと存じます。たしか茨城県で9団体だと思います。そして、WHOの発表では、60歳以上で10人に1人ですか、この方が難聴というようなデータもされておりますが、恐らく八千代町内におきましても、難聴ということで、ふだんの生活に不便を来している方は多くいるかと思っております。そして、その対策として補聴器があり、そこに補助金を考えるということにつきましては、これは前向きに考えていきたいというふうに思っています。

答弁といたします。

議長（上野政男君） 2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） では、国の動向を注視するのではなく、前向きにぜひ早めに取り組んでいただけたらと思います。

さて、難聴が進行し、聴覚関連機能が衰えてしまうと、いざ補聴器を装用しても聞こえに慣れることが難しくなってしまうそうです。高齢になれば充電など機器の扱いなども難しくなります。軽い難聴のうちに早期装用するほうが補聴器の効果を得られると聞きました。ところが、多くの方は不便を感じていても、まだ若いから、まだ聞き取れるからと何年も我慢し、補聴器の装用を先延ばしにしてしまいます。日本の補聴器の普及率は、難聴者人口の13.5%。欧米諸国の普及率30から40%に比べて大変低く、国からの補助体制が諸外国に比べて不十分であることと、難聴治療に対しての啓蒙が適切にされてこなかったことが考えられます。そこで、国は2023年、老人保健増進等事業として、難聴高齢者の早期発見、早期介入に向けた関係者の連携に関する調査研究事業というもの公表、難聴高齢者の支援は普及啓蒙、早期発見、早期介入、フォローアップ、効果評価測定の一体的な支援が行われることが好ましいことが分かり、自治体が難聴高齢者の支援を実施しやすいようにと手引がまとめられました。本町では難聴高齢者の早期発見のためのヒアリングフレイル予防、啓発の取組を何か行っているのでしょうか、お聞きいたします。

議長（上野政男君） 野中保健福祉部長。

（保健福祉部長 野中清昭君登壇）

保健福祉部長（野中清昭君） 赤塚千夏議員の質問にお答えをいたします。

当町においてヒアリングフレイル予防の啓発の取組は何か行っているのかというようなご質問内容でございますけれども、まずヒアリングフレイルというのは、加齢に伴う聴覚機能の衰えと言われておりまして、聴覚の機能が低下することで生じるコミュニケーションの問題が認知症や鬱病、さらには社会的孤立を引き起こすリスクを高める重要な健康課題であるというふうに認識をしております。ヒアリングフレイルは、初期症状とする、テレビのボリュームが大きくなった、声が大きいのなどの症状に気づいて、早い段階で耳鼻咽喉科を受診することで適切に対処でき、聞こえづらさの進行を緩やかにすることができるというふうに言われております。現在、当町でのヒアリングフレイル予防、啓発の取組状況につきましては、厚生労働省が推奨しております難聴の予防方法としまして、大音量でテレビを見たり音楽を聞いたりしないようにする。また、老化を

遅らせ難聴を予防するために生活習慣を見直すなどの啓発に努めておるところでございます。具体的方法としましては、町ホームページの健康増進の分野に、「ヒアリングフレイルを知って予防しましょう！！」というページを立ち上げてございます。そちらに厚生労働省の難聴関連のページ及び日本耳鼻咽喉科統計部外科学会のページにリンクを貼っているというふうな状況でございます。

さらに、今回の一般質問の内容を確認させていただく際に、議員のほうから難聴関連のアプリのアイデアなどもいただきましたので、そちらをホームページのほうに付け加えまして、ダウンロードの方法などを紹介しているような状況で、本人やご家族、周囲の方々にアプリを活用いただけるように周知を図っているというふうな状況でございます。

また、高齢者向けのサロンや介護予防教室等におきまして、その都度聞こえに関する相談や、聞こえにくそうな方がいれば地域包括支援センターの職員が対応しており、耳鼻咽喉科の早期受診を促しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） アプリのほうの紹介を私したのですけれども、素早くホームページを作ってくださいまして感謝申し上げます。ありがとうございます。

豊中市ではそのQRコードを載せたチラシを配布すると同時に、アプリは苦手という高齢者もいらっしゃいますので、保健センターなどで聞こえのチェックイベントなどを開催しています。本町でもぜひそういうイベントを実施していただきたいなと思っているのですけれども、いかがでしょうか、最後に。

議長（上野政男君） 野中保健福祉部長。

（保健福祉部長 野中清昭君登壇）

保健福祉部長（野中清昭君） 2番、赤塚千夏議員の質問にお答えをいたします。

アプリが苦手という高齢者のために、保健センターとかで聞こえのチェックとかのイベントができないかというふうな趣旨のご質問でございますけれども、確かにスマートフォンなどを使った聞こえのチェックにつきましては、便利な機能であるというふうに思いますけれども、議員ご指摘のとおり、高齢者にとっては少々使い方が難しい面があるというふうにも考えられます。また、周囲に雑音がありますと正確な結果が得られないという場合がございますので、静かな場所の確保なども課題として挙げられるところ

でございます。保健センターなどで聞こえのチェックイベントを開催すべきとのご提案ですが、より多くの高齢者の方々にヒアリングフレイル予防を普及啓発する方法としては、高齢者の方が近くて集まりやすい高齢者の集いと通いの場とされております高齢者サロンなどを活用することが効果的であるというふうに考えております。現在町内には13か所のサロンがございます。令和7年度には3か所増えまして16か所になる予定です。また、1年を通じて介護予防教室等がございます。そのような場所でアプリではなく人が対面する中で、直接簡単な耳の健康チェックをし、リスクが高い方に対しては個別相談や受診の勧奨を行い、フレイル予防対策に積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

なお、保健センターでは、住民健診等の保健指導におきまして、保健師や管理栄養士が聞こえにくそうな方と接した際には、耳鼻咽喉科の受診状況の確認や受診勧奨なども心がけてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） ありがとうございます。では、ぜひサロンのほうでの啓蒙を取り組んでいただければと思います。

補聴器の購入助成の財源についてですけれども、相模原市のように一般会計ではなくて国の保険者機能強化推進交付金を使って、介護予防促進事業として取り組んでいる例もあります。

様々な実施自治体を研究し、加齢性難聴の方に助成制度を創設することと、ヒアリングフレイル予防の啓蒙に取り組むことを求めまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（上野政男君） 以上で、2番、赤塚千夏議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

（午前10時24分）

議長（上野政男君） 休憩前に戻り、会議を再開をいたします。

（午前10時40分）

議長（上野政男君） 次に、6番、安田忠司議員の質問を許します。

6 番、安田忠司議員。

（6 番 安田忠司君登壇）

6 番（安田忠司君） それでは、議長の許可を得ましたので、ただいまから通告に従い一般質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

私のほうからは、持続可能な社会の管理の対策について、八千代町の安全安心で生活できるような環境づくりということで、3点になるのですか、質問させていただきたいと思います。

第1番目に有害鳥獣対策です。これはハクビシンとかアライグマ、カメムシ、そういうふうな有害鳥獣が大分ここへ来て発生をしているというふうな状況でございまして、ネズミ、カメムシ、カラス、モグラ、イタチ、野良犬、スズメ、コウモリ、ほか700種類ぐらい登録されているのです。そういう中で、有害鳥獣による農作物の食害、感染症等の蔓延があり、その対応についてお聞きしたいと思いますので、お願いをしたいと思います。

この原因といたしましては、今まで経験のないような地球温暖化の問題、それと異常気象、そういうふうな問題とが重なりまして、昨年度はカメムシが異常発生をしたと。これは日本全国、北海道から沖縄県までそういうふうな状況で、いろいろな食害、それから問題が起きております。そういうふうなことで、その緩和策、適応策が今後物すごく大事になってくるというふうに思いますので、その対策についてお願いをしたいと思います。

それと、鳥インフルエンザの対策と地域の環境の方向性について、これは大久保武議員のほうからも詳しく説明がありましたので、数値等は省かせていただきたいと思いますので、その対策について、これはやはり部長から答弁がありました。ニュースなんかで皆さんもご存じだと思うのですが、昨年12月28日、当町において鳥インフルエンザが確認をされ、やはり1月4日まで物すごい早い、正月休みのときにいろんな方のご協力をいただきまして、殺りく処分が終わりましてというふうなことが報告されております。それに対して、これは大久保議員からもありましたが、2回目なのです。1回目は埋立てのほうはなかったというようなことを報告を受けておりますが、卵と餌がやはり相当の量、埋立て処分をされた。全量1回目は焼却処分に回されたのですが、今回は40万羽以上埋め立てられたというようなことを報告を受けております。

これが、いろんな形で地域の方も心配をしておりますして問題になっております。まず、

土壌汚染、それと水質汚染、これが地域の方も有識者の方は相当心配をしているのです。特に八千代町の地内で起きたと。地内で埋め立てるということに関しては、八千代町が安心安全な地域ではなくなるのだというふうなことを危惧されているのです。なぜそういうふうになるかということになるのですが、廃棄物処理法では、大きく分けますと有機性と無機性の廃棄物、この2種類に分かれるのです。この2種類の廃棄物、有機性も無機性もです。無機性はコンクリートとかガラスとかプラスチック類、有機性は腐るもののなのです。動植物性、残渣とか生ごみとか、もちろん鳥から生物も入ってくるのですが、この両方とも100%埋立て禁止と廃棄物処理法ではなっているのです。国、県がやるから、それではいいのかということになってくるのですが、しょうがないからやったということで言い訳にはなと思うのですが、後の八千代町に残されたその埋立てしたものが、今度は深い部分に埋められますと、全然微生物がいないので分解できない。そうしますと、それが地下水汚染に広まりまして土壌汚染と悪臭、そういうふうな公害問題になるというふうなことがありますので、その辺もしっかり、どういう対策をこれからしていくのか。法律が、国でやったからいいのだ、それで八千代町には全然関係ないのだと、そんなわけにはいかないような重大なこの問題なのです。そこで、いろいろやはり今後、感染症の問題だとか地下水汚染が入りますので、どういうふうに対策を取っていくのか、お聞きをしたいと思います。

それと、小中学校、一般住民の安心安全、感染対策の取組、これに関しては、今やはり異常気象と地球温暖化でいろんな病気が発生しております。それはやはり我々高齢者になると免疫力もなくなりますが、子どもさんもいろいろな病気にかかっておりますが、新型コロナ、これも出てきておりまして、インフルエンザ、これのA型、B型、それとノロウイルス、腸管出血性大腸菌とかコレラ、病原菌大腸菌の食中毒にありますこのO-157、赤痢、マラリア、世界では100万人以上亡くなっているというような統計も出ております。それと帯状疱疹。やはりこれは免疫力がなくなって落ちるのか、それとも細菌による感染なのか、その辺も八千代町の状況とか今後の対策をお聞きをしたいと思います。

それと、これはちょっと質問とは関係ないのですが、交通事故で亡くなる方が、これ4月から入学が始まりますが、5歳から9歳の方の全国で死因が42%以上あるというふうなことがありますので、ぜひ教育委員会のほうでもこの交通安全対策、これしっかり取っていただいて、新しい入学生の保護とか見守りをしていただければというふうに思

います。

そこで、有害鳥獣並びに害虫による農作物の被害の状況と今後の対策について、本町における鳥インフルエンザの対策として、監視体制や住民への情報の提供、それと埋立て処分をされましたそれに伴う臭いとか土壌汚染、それと臭気対策、それに加え既存の危機管理の処理計画の状況、また未策定の場合は今後の計画について、それと本町における感染症に対する予防、拡大防止の取組、今後の対策についてお聞きしたいと思いますので、関係各機関の執行部の丁寧な説明をお願いをしたいと思います。

そういうことで、よろしくお願いいたします。

議長（上野政男君） 青木産業建設部長。

（産業建設部長 青木 譲君登壇）

産業建設部長（青木 譲君） 議席番号6番、安田忠司議員の通告による一般質問にお答えいたします。

ご質問の持続可能な社会の管理対策についての（１）、有害鳥獣及び害虫による被害状況と今後の対策についてでございますが、まず有害鳥獣関係について、ご質問にあったアライグマは、2005年に特定外来生物に指定されております。特定外来生物については、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律、いわゆる外来生物法において定められておりまして、生態系、人の命、身体、農林水産業への被害を防止し、国民生活の安定向上を目指すとしております。特定外来生物には、令和6年7月現在で、動物、生物、植物などで162種類ほど指定されております。茨城県における野生鳥獣等による農作物の被害金額ですが、令和5年度において3億2,300万円となっております。被害額のうち、カモなどの鳥類による被害が71.2%で、主にレンコンへの被害になります。そのほかイノシシやアライグマなどの獣類が28.8%で、主に水稻、果樹、野菜への被害となります。八千代町においては、スイカ、メロン、トウモロコシなどの食害、こちらが確認されておりますが、被害額としては報告はされておられません。また、家屋への侵入などの生活環境への被害、こちらは確認、報告をされているところでございます。有害鳥獣対策につきましては、八千代町防除計画、こちらに基づきまして、県、市町村、地域住民、関係団体等がそれぞれの役割を担い、連携して計画的、効果的及び継続的な防除を実施することとしております。アライグマ、それからハクビシンなどの捕獲につきましては、町において、町民の方からの申請によりまして、獣害対策のための箱わなの貸出しを行っております。

なお、捕獲したアライグマに関しては、町職員が箱わなごと預かりまして、県の施設において処分を行っておりますが、特定外来生物に指定されていないハクビシンなどについては、申請者本人による処分の手配をお願いしているところでございます。

アライグマの捕獲数につきましては、令和4年度、茨城県全体で3,718頭、八千代町では78頭、令和5年度では、県全体で3,868頭、八千代町で41頭、今年度ですが、12月末の現在となりますが、県全体で3,950頭、八千代町で83頭と、既に前年度を上回っておりまして、年々増加している傾向にあります。アライグマやハクビシンは強い繁殖能力を持っていることから、今後も増加していくものと予想しているところでございます。引き続き、箱わなの貸出しの周知、それからアライグマをはじめとする外来生物に関する基礎知識、それから理解などを皆様に深めていただくとともに、広報活動を強化してまいりたいと考えております。

次に、カメムシ被害関係でございますが、令和6年産米について全国的な被害が発生しました。被害の状況として確認しているのは、斑点米という、米の粒に黒い点がついてしまうというものでございます。原因は、カメムシが稲穂の汁を吸うということによる被害によるもので、見た目が悪く、等級の低下や色彩選別機にはじかれるということなどで収量が低くなることなどから、令和6年産米では特に被害が多く発生しているという状況でございます。

昨年の9月2日、J Aライスセンターにて実施しました米の初期検査の際も、コシヒカリ、あきたこまち、ふくまるの3種類を検査いたしましたが、2等、3等が多く、高温障害などの影響も大きいところですが、カメムシの被害だけとは言い切れない部分もあるのですけれども、傾向としては、年々等級が下がっているという状況にあります。今後のカメムシ防除対策といたしましては、毎年7月下旬、無人ヘリコプターによる航空防除を実施しておりますが、その防除に加えて、さらなる防除を実施する農業者の方に対しまして、実施費用の一部を支援するという取組を考えているところでございます。今後におきましても、県、J Aや関係機関と連携を図りまして防除対策を進めてまいりたいと考えているところでございます。

続いて、ご質問の(2)、本町における鳥インフルエンザ対策として、監視体制や住民の情報提供、既存の危機管理計画の状況についてご説明いたします。今回の鳥インフルエンザの発生の経過につきましては、先ほど議員さんからございましたとおり、また先ほども答弁のほうでお答えしたとおりでございます。7日間、24時間体制で延べ5,400名、

議員さん方にもご協力いただいて殺処分を行ったというような状況でございます。

発生の監視体制といたしましては、今回、鳥の不審死の羽数報告を農場側から茨城県県西家畜衛生保健所へ報告がありまして、県と町による協議の上、防疫措置が開始されているということでございます。管理状況の立入検査などは、県西家畜衛生保健所がその都度、実施しているところございまして、町の職員においても、今後は現地確認を実施するというような予定をしております。

また、本年の2月26日、県と、それから町、農場側の3者による第1回目の再発防止会議を開催いたしまして、鳥インフルエンザ対策の指導、協議などを行っております。住民への情報提供といたしましては、今回の鳥インフルエンザを確認した昨年12月29日において、町職員と養鶏業者によりまして、発生農場周辺では若、根ノ谷、松本行政区の各行政区長及び近隣企業へ訪問いたしまして、処分家禽等の埋設地周辺では、尾崎、大間木、芦ヶ谷新田、仲坪、舟戸の各行政区長及び周辺地権者、耕作者の方々に訪問いたしまして、今回の防疫事業についての理解を求めています。

また、防災無線での放送、町ホームページによる防疫状況の更新を行っておりまして、町民への情報提供も努めております。

既存の危機管理計画の状況といたしましては、関連する法令や指針などに基きまして、防疫を実施する県では、茨城県高病原性鳥インフルエンザ等防疫対策マニュアルを、町では八千代町家畜伝染病対策マニュアルを策定しております。本マニュアルに沿って対策本部設置や防疫措置、協力体制の構築を早期に進めることができ、結果、防疫措置についても早期に完了したものと考えております。高病原性鳥インフルエンザの発生防止につきましましては、今以上に県、養鶏業者、その他関係機関とも連携を密にしまして推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 古澤町民くらしの部長。

（町民くらしの部長 古澤朗紀君登壇）

町民くらしの部長（古澤朗紀君） 議席番号6番、安田忠司議員からの通告による一般質問にお答えいたします。

私からは、死鶏処理、これは殺処分された鶏のことですが、その埋却に伴う臭気対策の現状について答弁させていただきます。たまご&ファーマーズ株式会社の養鶏舎に対する臭気につきましましては、以前から悪臭で窓も開けられない、気持ちが悪くなっ

ったといった内容の苦情が近隣住民から数件寄せられておりました。これまで役場環境対策課におきましては、こうした苦情が入った場合、できるだけ迅速に環境対策課の担当者が現地に赴き対応してまいりました。具体的には、実地調査をした上で経営者の管理者に対する聞き取りや、目視などによる悪臭発生の原因を特定し、経営者の運営責任者に対し、早急な対応と以後の悪臭防止対策の徹底を指導してきたところでございます。あわせて、環境対策課におきましては、日々パトロールを実施し、鶏舎の周囲において極端な臭気を確認した場合、その都度、同様に管理の改善などを指導してまいりました。また、そのほか環境対策課では、客観的な臭気測定として悪臭の原因となる特定悪臭物質を定期的に計測しております。こちらはたまご&ファーマーズの敷地境界付近4か所において、年に2回のペースで専門業者に委託し、実施しております。具体的には、先方に対し、測定日時を秘匿した上で抜き打ち的に実施しております。その内容につきましては、特定悪臭物質の主な3項目でありますアンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素の物質濃度を測定している次第でございます。

（「もう一回言ってください」と呼ぶ者あり）

町民くらしの部長（古澤朗紀君） アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、以上の3項目になります。

また、これまで町が実施してきた臭気測定の結果、これらの特定悪臭物質の濃度が規制基準を超えたことはございません。しかしながら、今後もしもこれらの物質のうち1項目でも規制基準を超えた場合、悪臭防止法によりますところの改善勧告、改善命令を出すことになります。

また、今までの悪臭への対応経過といたしまして、当事者である町や事業者のほかにも、県の出先機関であります畜産関係の専門家でもある茨城県西農林事務所にも参加いただき、悪臭発生箇所の特定制や対応を検討してまいりました。事業者におきましても施設の改修、消臭剤の散布、作業方法の改善等により対応してきたところでございます。しかしながら、生き物を飼養している以上、臭気をゼロにする抜本的な方法を見つけることは難しく、臭気の度合いを削減する対策にとどまっているのが現状です。事業者に対しましては、今後経営再開をする場合には、近隣住民の方々のご要望に沿えるよう関係機関と連携し、さらなる改善策等、より強力な悪臭の解決策を講じるよう強く要望しているところでございます。

次に、鶏の埋却地につきましてご説明いたします。家畜伝染病予防法施行令の規定に

より、高病原性鳥インフルエンザに感染した鶏の死体は焼却、または埋却しなければならないとされており。また、同法により、事業者は鳥の埋却が必要となる場合に備え、埋却用の土地の確保を含む措置を講じなければならないとされており。今回、鶏の処分につきましては、茨城県西家畜衛生保健所の指導により、総数約108万羽のうち7割に当たる約73万羽が焼却処分され、残りの3割に当たります約35万羽が埋却処理されました。土地の選定、埋却地の選定につきましては、まず埋却をする前に茨城県西家畜衛生保健所の立会いの下、その土地の近くに人家がないことや地下水への影響がないか現地調査をした上で埋却を開始いたしました。埋却の実施に当たりましては、茨城県が定めた高病原性インフルエンザ焼埋却グループ防疫作業マニュアルといったマニュアルに基づき実施したところでございます。

また、埋却後の土壌や地下水への影響が心配されるところでございます。特に死体の腐乱物質や体液の流出防止につきましては、県のマニュアルに従い作業を実施し、万全を期しているところでございます。しかしながら、経年劣化等に起因する地中への流出も懸念されますことから、町といたしましては、事業者に対し、周辺の地下水のモニタリング調査を実施するよう要望するなど、埋却地の適正な管理を促しているところでございます。

また、埋却に伴う臭気の問題につきましては、先日、悪臭による苦情が寄せられましたことから、役場環境対策課の担当者がすぐに現地を確認し、事業者に対し指導いたしました。事業者側におきましても、この指摘を受け、すぐに改善処理を講じたため、現在はほぼ臭気のない状況を維持しております。しかしながら、今後も同様の事案が発生する可能性もありますので、町といたしましては、重ねて事業者による現場の管理の徹底を促すとともに、定期パトロールや、場合によっては専門業者による臭気測定を行うなど臨機応変な対応を進めてまいります。

今後、埋却地の懸案事項といたしまして、環境問題に対する注視が必要となりますことから、埋めたら終わりではなく、町といたしましても、埋立地の継続的な監視を実施し、事業者に対しては徹底した現地の適正管理を指導してまいります。また、地元住民に対する適切な説明に関しましても、遺漏なきよう県の関係機関と連携しながら対応してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

(「今の答弁で部長が言ってくれた「生き物をしようしている以上」

って答弁しているのかな。生き物をしようする」と呼ぶ者あり)

町民くらしの部長（古澤朗紀君） 「しよう」とは飼って養うという意味で申し上げたつもりなのですが。

（「その飼養というのはどういう意味」と呼ぶ者あり）

町民くらしの部長（古澤朗紀君） 「飼育」の「飼」に「養う」。だから、要するに飼っているという意味合いです。

（「そう意味、分かりました」と呼ぶ者あり）

町民くらしの部長（古澤朗紀君） 失礼いたしました。

議長（上野政男君） 野中保健福祉部長。

（保健福祉部長 野中清昭君登壇）

保健福祉部長（野中清昭君） 議席番号6番、安田忠司議員の通告による一般質問にお答えをいたします。

私からは、持続可能な社会の管理対策についてのうち、本町における感染症に対する予防、拡大防止の取組、今後の対策についてという部分について申し上げます。議員ご質問の中に対策すべき感染症としましてマラリア等がございましたので、まずは感染症の水際対策から述べさせていただきたいと思います。

国内に常在しない感染症、常在しないとは、常にあるわけではないという意味でございますけれども、常にあるわけではない感染症の病原体が船舶または航空機を介して国内に侵入することを防止するとともに、船舶あるいは航空機に関しまして、感染症の予防に必要な措置を講ずることを目的としまして検疫法が制定されております。検疫法では、エボラ出血熱やペストなど7疾病の1類感染症と新型インフルエンザ等感染症、そのほか検査が必要なものとして政令で定めるデング熱、マラリア等の6疾病を検疫感染症と指定しておりまして、また外国から来航した船舶または航空機については、その長が検疫済証、または仮検疫済証の交付を受けた後でなければ何人も当該船舶、航空機から上陸し、もしくは物を陸揚げしてはならないというふうにされております。検疫法に基づきまして厚生労働省が所管する検疫所は、港及び空港に設けられており、日本に入国する全ての人に対して検疫及び衛生業務を行っております。サーモグラフィー等を用いまして発熱の有無を確認するとともに、発熱やせきなどの症状がある人、体調や健康に不安のある人を健康相談室へ案内し、詳細な症状や感染症の流行国、地域に滞在していたかどうかなどを確認いたします。検疫感染症に感染している疑いがある場合には、

必要に応じて検査を行い、その結果、検疫感染症の患者を発見、確認した場合には、必要に応じて隔離、停留、停留はとどめるという意味合いでございます。消毒等の防疫措置を行います。また、人に対するもの以外に、貨物や機内などで感染症を媒介する動物、ネズミ、コウモリ等が捕獲された場合には、病原体の有無を検査し、必要に応じて防疫措置を行っているというふうな状況でございます。

ただいま申し上げましたように、外国由来の病原体が国内に蔓延しないための水際対策につきましては、国の機関であります検疫所が主に担っているというところでございますが、感染症には潜伏期間が数日から1週間以上と長いものがあり、渡航中や帰国直後には症状がなくて、しばらくしてから体調が悪くなる、そういったものもございます。その場合には医療機関を受診し、感染症法上の指定感染症、こちらは検疫感染症を含んだものでございますが、指定感染症と診断されますと、医療機関から保健所のほうに発生届の報告がなされます。その発生届を受けまして、国、都道府県、前線では保健所が対応に当たりますけれども、市町村は国、都道府県及び保健所の要請に応じまして適宜協力するというふうに決められております。

続きまして、感染症法に基づいた対策について述べさせていただきます。人類は、これまで感染症により多大なる苦難を経験してまいりました。ペスト、痘瘡、コレラ等の感染症の流行は、時には文明を存亡の危機に迫りやり、感染症を根絶することは、まさに人類の悲願と言っても過言ではございません。医学、医療の進歩や衛生水準の著しい向上により多くの感染症が克服されてきましたが、新たな感染症の出現や従来からの感染症の再流行により、また国際交流の進展に伴い、感染症は新たな形で今なお人類に脅威を与えております。そのような感染症に迅速かつ的確に対応し、感染症の患者等に対する良質かつ適切な医療の提供を確保するため、我が国におきましては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、いわゆる感染症法が制定されております。その感染症法の第9条により、厚生労働大臣は感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針、こちら基本指針を定めなければならないとされており、法第10条では、都道府県は基本指針に即して感染症の予防のための施策の実施に関する計画、いわゆる予防計画を定めなければならないとされております。

茨城県の感染症予防計画を見ますと、市町村は、自宅療養者等に対する健康観察や生活支援等の療養環境の整備等、県が実施する施策への協力や感染状況等の情報提供、相談対応を通じて住民に身近な立場から、感染症発生及び蔓延の防止を図る。また、市町

村は、感染症の患者や医療従事者等の人権に配慮し、不当な扱いを受けないよう管内の企業、学校や幼保施設、幼稚園、保育園と連携し、対策を講じるとなっております。

具体的な八千代町の取組としましては、小中学校におきまして感染症サーベランスシステムを活用し、学校等において児童生徒の欠席情報を毎日入力することで、保健所や衛生研究所等の関係機関が地域の感染症の発生状況をリアルタイムに把握し、関係機関が情報共有できる体制を整えております。

また、小中学校では、児童生徒に対しまして校内放送等で手洗い、うがいの励行を呼びかけ、感染予防に対しての意識の向上を図るとともに、教室に手指消毒、手と指消毒用のアルコールや加湿器を設置し、感染拡大防止への対策を行っております。

また、予防接種法に基づきまして町が実施主体となっております予防接種の実施につきましては、集団感染予防や重篤な疾患の予防に重点を置いたA類疾病の定期接種に関しまして、未接種者に対し、疾病罹患予防の重要性、当該予防接種の有効性、発生し得る副反応及び定期接種の対象である期間について周知した上で個別通知を送るなど、対象者に対し積極的な接種勧奨を行っております。こちらのA類疾病につきましては、BCGやB型肝炎、麻疹、風疹など、子どもが生後2か月ぐらいから受け始まる予防接種で、未就学児を含めました小中学生の感染症予防の対策の基本的な対応というふうになってございます。

また、B類疾病といたしまして、こちらは65歳以上の方の個人の重症化防止を主に目的としました定期接種になりますけれども、こちらは高齢者インフルエンザ、新型コロナウイルス、インフルエンザ、肺炎球菌ワクチンなどの3種類が現在B類疾病となっておりまして、令和7年からは带状疱疹、こちらがB類疾病の定期予防接種のほうに追加されることになっております。感染症は3つの要因がそろうことで感染をいたします。要因の1つ目は感染源となる病原体、2つ目は感染の経路、3つ目は、病原体が寄生する相手である宿主であります。感染対策におきましては、これらの3つの要因のうち1つでも取り除くことが重要です。手洗い、消毒による病原体の排除、マスク着用や定期的な換気などの環境整備、感染時の自宅待機の徹底による感染経路の遮断、病原体に負けない体力づくりなど、一人一人が感染予防意識を持って日々生活することが大切となっております。

町では今後、広報紙等で感染症予防についての知識、情報を発信するなど、町民の皆様の意識を高められるように努めてまいりたいと考えておりますので、今後とも議員各

位のご支援、ご協力をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） 議席番号6番、安田忠司議員の通告による一般質問にお答えをさせていただきますと思います。

各項目の詳細については、ただいま担当部長のほうから事細かにあったと思います。私のほうからは、鳥インフルエンザのほうの対応を少し述べさせていただきたいと思います。

まず、今回、鳥インフルエンザが発生した会社は、大久保武議員のご質問のときもお答えしましたが、2年前にも発生しているということで、そのときに話し合いを行いました、十分な注意、再発は厳に慎んでいただくよう、本当に注意してほしいという形を申し上げました。今のところ、日本国内では鳥インフルエンザは人への感染はないということでありますが、海外においては実際にはあるということでもありますので、その内臓や排出物や、触る、触れる時間等によっては、やはり国のほうも完全には言い切れないという状況でありますので、では鳥インフルエンザが安心なのかということ、それはそうでもないという形になります。まして100万羽を超す大規模な養鶏場を持っているこの八千代町においては、鳥インフルエンザが人に感染するという可能性がないとは言っていないわけですから、これは十分注意しなければならないということでもあります。

先に会社とのやり取りというものを少しお話をさせていただくと、前回も、再開に当たり古い鶏舎は使わないでいただきたい、飼育羽数を半分にしていきたい、臭気には特に注意していただきたい、情報交換を年に定期的に行うこと、こういう4つのものを提示いたしました。しかしながら、今回見ますと、約束は守られていなかったという形の中での再発ということでもありますので、今回さらにさらに厳しく、この会社とのやり取りを密にしまいたいというふうに思っています。

そして、埋設地につきましては、再開の条件として、これは県が埋設地を準備することという決まりを持っているものですから、恐らくそれに従ってこういった準備をしたという形になると思います。その中で、担当部長からありましたように、現地に行きますと、「3年間は掘り起こさないでください」というような立札が立っている。では、3年たったらどうなのだとすることが今度は問題になってくるわけです。議員ご指摘のように、バッグの中に鳥が入ってそのまま埋められたわけですから、劣化してビニールが

破れ、体液等が出て地下水に触れるおそれもある。それは議員ご指摘の、まさにそのとおりであります。

ですから、町としては3年後の対策を講じていかなければならない、そういうことを、もう再開の条件として付していただきたいというもの、これは県に強く要望していきたいというふうに思っております。あそこに殺処分された鳥が35万羽ということは、その土地については、今度使用ができなくなる。新たな土地利用を考えるとこれもこれできないという形になりますので、それは私どもでは気をつけていきたいと思っていますし、そしてまた、これは地権者の皆さんの意識にも関わる問題であります、やはり八千代町は農業の町でございます。埋立地周辺は大変な畑作、そして野菜の産地であります。風評被害も心配されます。そういうことも含めると、私としましては、再開に向けての提示する条件は、おのずと大変厳しいものにせざるを得ないということでありまして、安易に会社の要望に従って協力という形も取れないということは、会社の側には既に伝えてあるものであります。そして、地元住民の感情も考慮していただきたいということも申し上げております。はっきり言えば、地元としては歓迎はしていませんよということも伝えているわけでありまして、情報交換につきましては、幹部クラスで年に4回、そのほか担当者レベルでもやっていただきたいということを申し上げています。

そして、感染症対策については、先ほど福祉部長が事細かに説明されたと思います。我が国においては、昨年度ですか、過去最高の渡航者という形でありまして、人の流れ、物の流れが激しくなっております。その中で、予期せぬ感染、ウイルス等が入ってくる、そういう可能性は十分あるというのは、これは専門家が指摘しているとおりでございます。町としましては情報が大事、それと専門的知識が大事ということでありまして、その体制をしっかりとつくっていききたいということを申し上げて、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 再質問ありますか。

6番、安田忠司議員。

6番（安田忠司君） 慎重な答弁をいただきまして、誠にありがとうございました。自分のほうから、町長と町民くらしの部長にちょっとお話しして、お話をお聞きしていただきたいと思います。

水質管理について、水質管理は大分厳しくなりまして、特に茨城県の場合は霞ヶ浦用水がございまして、全国と比べて物すごい厳しいのです。だけれども、霞ヶ浦水系か

らはこの地区は外れているのです。鬼怒川から利根川へ直接流れますので。ただ、今新しい有害物質が検出されているのです。P F A Sという、聞いたことあると思うのですが、これは洗剤剤なのです。これはトリクロロエチレンとかテトラクロロエチレンと同じ物質、洗剤剤として、コンピューターの洗剤、油性なんか物すごく溶かして、価格が安いということで相当やはり使われたのです。そういうことで、水質汚染とか土壌汚染につながっているというふうなことで、茨城県でも検出されたのですが、これは恐らく相当な地域で使われておりますので、検査しない状態で今おりますので、検査するとこれからそのような物質が出てくるのかなというふうな可能性があると思いますので、特に排水の基準、これはカドミウムとかシアン、それと水素、銀類、これ27品目あるのです。排水の基準。特にこれを工業団地なんかはためますを造って、それから放流すると。放流する場所がないので吉田用水に流れるのです。その用水を使って田畑の用水として使用するというのが現状なのです。だから、特にこの水質管理、これだけはもう十分に指導していただいて、害が出ないようにお願いをしたいと思います。

それと、生活用の水道に関しても、やはり八千代町では井戸水を使っておりますので、これも水素イオンとか生物化学的物質、BOD、CODとかSS、そういう大腸菌とか窒素、リン、15品目ぐらいございますので、それもしっかりと検査をしていただくというふうに、これからそういうふうな方向で進んでいただければと。これは答弁は結構ですので、お願いをしたいと思います。

それと、町長に3点ほど、カメムシ対策と悪臭防止、これに対してちょっとお聞きしたいと思います。まず、一番肝腎なのは、鳥インフルエンザが2回ほど起きているのです。だから、もしこれ事業を再開すると。廃業を皆さん望んでいるような状態なのですが、再開をするというふうな可能性もあると。その辺がどういうふうな方向で進むのか。それに対して、もし今後、事業再開をして3回目起きる可能性もあるわけです。そうした場合には、緊急対策事業で国と県で直接介入して殺りく処分しますので、町が一切管理ができないのです。だから、そういうふうな状況にならないとも限らないので、その予防策を今からしっかりと取っていただきたいというのがお願いなのです。

それと、悪臭防止法とかばいじん、これは環境法でしっかりと決まっておりますので、この防止対策、地域住民の生活環境の保全のための指導管理者として町長が責任者になっておりますので、悪臭、それと排水、浄水、ばいじん防止等の管理対策をしっかりとっていただきたいというふうに思いますので、その辺もちょっとお聞きしたいと思います。

それと、カメムシ対策です。有害鳥獣対策といたしまして、現在、当町で実施をしています航空防除、消毒作業等の作業をしておりますが、現在希望者のみだけになっているのです。そうしますと、空き地とか空いている田んぼ、畑、それが航空防除の除外地になってしまうのです。そうしますと、消毒をした地域の害虫等がそこへ逃げ込んでしまっ、て、そっちがやっぱり発生源の温床になってくるといふうなことが考えられるのです。これは、地権者とか、今、耕作者のほうから大分問題になっておりますので、その辺も全面的に消毒散布をすると。ちょっと予算がかかるかなと思うのですが、それがやはりこの地域の農業の安全な対策だとか保存をする意味の最適な方法ではないかなというふうに考えますので、その点を予算を取ってしっかりとした対策を取っていただきたいというふうに思いますので、その辺をお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの安田議員の質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

まず、再開に向けての道のりと町の関係であります。この間の鳥インフルエンザ防疫措置にかかった費用、15億円だそうです。そして、最初の質問のときに産業建設部長のほうからあった人数、県、市町村、団体と6,040名です。これは最終的な数字です。そして、自衛隊が600名、合わせて6,640名の延べ人数が関与している。関わっていただいた、お世話になったというわけでございます。

そして、緊急対策含め、3回目が起きたらということでございますが、可能性としては十分あるわけであります。というのは、野鳥やネズミが運んでくるといふ形でありますから、これは可能性としては十分ある。もちろんそのことも会社とは打合せ、打合せといひますか会議を持って話合ひをしていくつもりであります。

そして、直近の問題としては悪臭問題であります。以前、町道12号線が改良される前は細い農道であったところが、12号線ができて、そして教育施設ができて、会社ができて、人家がそろって、この東側に都市計画の市街地、今どんどん、どんどんこゝ人口が増えている状態であります。そういう中で悪臭が漂う。やはりそういうことになると、八千代町に移住定住したいという人もいたなくなるし、また不衛生であるし、町としての評判も悪くなる。そういうことがありますので、これは重大な問題であるとい

うふうに思っています。

一方で、卵は、これは国策としても卵の確保というのをやっているわけです。卵がかくも安く手に入れられるというのは、こういう政策の恩恵だったわけでありまして、一方で、経済のため、町としては、環境のために受入れ難いというような話もございまして、複雑な絡みを持っております。国の方、県の方、行政、そして地元の方、地権者、それぞれ会社も含めまして考え方が違う。それを統一した中で、一番いい落としどころを探しながら進まなければならないという形であります。私は、この会社にこう投げかけました。「会社は国内にたくさんある。町の真ん中で鳥を飼っているのはあるのですか」と聞きましたら、「ありません」というふうに答えていました。ですから、その答えに集約されると思います。

そして、カメムシ対策ですが、これは今、農協さんと共に話し合いを進めています。今、安田議員のほうから、空き地があつてカメムシの逃げ場所がある、そういう話がありました。今、昔は大型ヘリコプターを飛ばして一斉に白い粉をかけまくったわけでありましたが、今はそんなことはなかなかできないというふうに思います。環境対策の面から考えてもできないと。そしてまた、不耕作地や、あるいは所有者が判別しないもの、いろんなものが農地と農地の間に混じっている形の中で、一斉にやるというのは、なかなかこれ難しい問題であります。これをどうやったらできるかということを今職員と農協と私どもが一緒になって知恵を絞っているところであります。できれば2回ぐらいのカメムシに対する、ドローンという形になろうかと思うのですが、消毒をやっていければいいのだなというふうに思っています。最近のカメムシは農薬慣れしていて、簡単に死んでくれないというような話も聞いておりますので、その辺は専門家の知識もいただきながらやっていかなければならないのだなというふうに思っています。温暖化が続くということがカメムシの大発生につながっているわけでありまして、去年も暖かかったわけでありまして、去年大発生した発生の子どもが今年成長するわけですから、今年も放っておけば大発生というのは間違いないところではないかなと思いますので、町としましても、農業の収益を守る、米は、特にふるさと納税の返礼品にもなって、この町の主力産品でありますので、そういったことも含めて、いい米を作っていただき、いい農産物を作っていただきまして、そして八千代町の農業振興にしっかりと頑張っていたきたいということを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

（「工場の操業か廃業か、その辺が」と呼ぶ者あり）

町長（野村 勇君） その点は、私の考えとしては、会社というものは、あそこの鶏舎、1棟10億円だそうです。それが10棟あって100億円を超すような投資を既に行っている中で、今すぐどうのこうのという話ではない。しかし、八千代町のことも考えてくださいと。これから八千代町が将来に向けて発展していくのに、町の真ん中で鳥を飼っていただくのはどうでしょうかと。あなたの町でそうなった場合も考えて回答いただきたいということを私は申し上げているということを申し添えて、答弁いたします。

議長（上野政男君） 最後に……

6番（安田忠司君） ありがとうございます。

（「議長、付け加えて」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） はい。

14番（大久保敏夫君） 今、安田議員の中でやり取りがあって、町長のほうから答えていましたけれども、我々鶏小屋と一番近いところに住んでいて、なおかつ日本の鶏を飼う企業意識の中では、許認可事項の中で、県も町も関係ないのだと。国と直接あそこへ何百万羽飼っても構わないのだと、こういうシステムになっているようでございますけれども、今後、再開するに当たっては、多分町長のほうに挨拶に鶏会社から来ると思うので、最終的には町の議会の議長、副議長2人ぐらいは、町長が相手からの報告を受けるときに同席させてもらいたいと、こういうふうに希望したいと思いますが、いかがでしょうか。

（「議長、部外者の今の質問なので、これはまずいと思うんですが」

「我々が一番近いところに住んでるから言ってんだよ」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） その件につきましては、議案が終わってからに、今日の日程が終わってから。

町長、それでいいですね。今の。

町長（野村 勇君） 私は結構です。

議長（上野政男君） 以上で、6番、安田忠司議員の質問を終わります。

ここで、答弁関係課長の入退場を許可をいたします。

次に、8番、大里岳史議員の質問を許します。

8番、大里岳史議員。

（8番 大里岳史君登壇）

8 番（大里岳史君） ただいま議長の許可がありましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

私の質問は一問一答で行いますので、よろしくお願いいたします。

消防団の質問は、令和 2 年12月の消防団応援事業について、令和 6 年、1 年前、3 月、消防団について、今回、消防団の今の現状についてであります。私のこの質問は、まさか 1 年後にやるとは私は思っておりませんでした。あとは、1 年も経ってしまったのだというのが現状の私の気持ちであります。八千代町の消防団の長年の活躍と町民からの信頼は、私が語らずとも、この集まりの多くの皆様が認識していると思います。消防団の質問の内容につきましては、消防団の分団長会議の内容、火災の現場で起こったことなど、報連相、報告、連絡、相談をちゃんとしていれば答えられる問題ですので、町長には明確な答弁をお願いいたします。

議長（上野政男君） 8 番、大里岳史議員。

8 番（大里岳史君） それでは、町長に質問いたします。

去年の 2 月14日に分団長会議が行われて、正副団長、八千代分所長、本部指導員、各分団長、事務局が出席して、操法大会について消防団全員のアンケートを提出しました。その内容は、後日、事務局で精査して町長に提出するとのことで、待っても待ってもなかなか回答が来なかった。なぜすぐに回答できなかったのかお伺いいたします。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの大里議員の質問にまずお答えいたします。

アンケートの結果ということですが、アンケートの結果というものが私のところに上がってきたのは大分遅かったという形でありますので、その間、私はそのアンケートの中身を知らなかったということでもあります。

以上です。

議長（上野政男君） 8 番、大里岳史議員。

8 番（大里岳史君） 町長には届いていなかったと。これは報告が遅かったと。消防長ですよね。消防団のアンケートというのは消防団全員が行っているのです。それが報告が遅かったで通用するような八千代町の消防団なのですか。そこら辺お伺いします。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの質問にお答えします。

現実的なものを偽りなく私は申し上げたという形であります。

議長（上野政男君） 8番、大里岳史議員。

8番（大里岳史君） その偽りない答弁を私は期待しております。

それでは、町長、5月の12日にやっとアンケートの結果がというか、分団長会議が開かれたのです。その内容は、操法大会の議題が上がって、分団長からは、アンケートの回答がないのに、なぜ操法大会の会議を進めるのかという話が出ました。私もこれ議事録、起こしたものを私持っているのです、全部。会議の議事録、全部持っているのです。私もこれ見たときに、最初、約1年間持っているのです、議事録起こしたものを。これ本当に最初見たときに、これうそだろうと私は思いました。インチキ書いているのではないかなと、この内容。議事録の内容があまりにもすご過ぎて。この議事録の内容なのです。そこで、このように、強行突破するのなら、ある分団長が「私は辞めます」と、そういうふうに言っているのです。私は、この会議というのは議題があって、報告事項なら別に分団長会議はやる必要ないと私は思っているのですけれども、そこら辺の町長の考えをお伺いします。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの質問にお答えします。

消防団の主なる重要事項については、分団長会議で決定されるというふうに私は考えております。ですから、分団長会議は重要だということでございます。

議長（上野政男君） 8番、大里岳史議員。

8番（大里岳史君） 町長のおっしゃるとおり、分団長会議は重要で私もあると認識はしております。

それで、分団長会議が5月末に、分団長会議から操法大会、団員の勧誘について話合いの場をつくっていただきたいと要望しているのです。そうしたら、何も話し合う必要がないと。先ほど言った、「退団すると言ったのだから、男らしく退団しろ」、そう言っているのです。町長、これはパワハラではないのですか。そこら辺お伺いします。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの質問にお答えします。

私もその場にいたわけではないので、どういう形の中で、どういう人間関係の中で、どういう感情的な中でそういう話が出たのだから分かりませんので、ここでその話を一言で、パワハラですというようなことを私は言える立場にないということでございます。

議長（上野政男君）　８番、大里岳史議員。

８番（大里岳史君）　町長、その会議の場にいなかったから今はそういう答弁ですけども、これずっとやっていくと、パワハラだな、そうやっていくのですよ、これ。申し訳ないですけども。町長、私この消防団のものを、先ほど言ったように、１年前にやっているのです。１年前の今日やっているのです。町長にも部長にも課長にも、消防団のことはちゃんとやったほうがいいよと口酸っぱく何十回も私は言っているのです。私は、ここでこういう質問はしたくなかったのです、本当は。私は町長を責めているわけではないのです。町長は何も最初悪くないのです。しかし、報連相ができていない。そこら辺が私は憤りを感じているのです。私、総務委員長でありまして、担当でもありますから。「一日も早く消防団のことを私やるよ」、町長に会うたびに、ずうっとずうっと言っていたのです、私は。ずっと言っていたのです。町長、言いましたね、何十回も。１回、２回ではないですよ、私が言ってきたのは。

そして、その後、塩本の火災現場、６月１３日に塩本で火災があったのです。そのとき分団長が、５月１２日の分団長会議で退団する、そういうことを言って申し訳なかったと頭を下げているのです。そして、再度話合いをお願いします。頭下げているのです。申し訳なかったと。軽々しく「辞めます」なんて言って申し訳なかったと。そうしたら「警察呼ぶぞ」なんて拒否しているのですよ、「警察呼ぶぞ」なんて。そして、６月１７日の分団長会議で分団長が意見を述べると、団長、副団長が発言途中に何回も何回も意見をかぶせて発言の妨害、全く聞く耳を持たない。その後、分団長が手を挙げているのです。ずうっとずうっと手を挙げているのです。指さないのです、会議で。分団長会議ですよ。いいですよ、第三者が手を挙げて指さないのは。分団長ですよ、その人。分団長会議は重要だと町長さっき言いましたよね。その場でそういうことが行われているのです。そして、違う分団長が分団長に対して、副団長が責任を取って辞めろと恫喝したと。そして、発言を許された分団長が「令和７年の操法大会は出場するのは困難であり、辞退も含めて検討していただけないか」と団長に意見を述べているのです。そうしたらこう返ってきたのです。「八千代町の代表で出るのだから幼稚なことを言うな」と。これ議事録に残っているので、間違いなく事実なのです。町長、そこら辺どう思いますか。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの大里議員のご質問にお答えいたします。

その会議でのやり取りのそこだけを切り取ると、なかなかそういう話にもなってくるかと思うのですが、恐らく前後の話があるのだろかなど。人間は対峙すれば感情的になって、相手が傷つくような言葉を選んで話すようになる、そういうのが現代は許されない時代であります。私としては、消防団の皆さんには仲よくやってくださいよと。そして、全てのことは話合いで決めて進んでいただきたい、それをお願いしているところでございます。

議長（上野政男君） 8番、大里岳史議員。

8番（大里岳史君） 消防長としてそういう答弁しかできないと私は思っていますけれども、しかし町長、これ先ほど言ったように時間かかり過ぎなのです。本当にもう9月ぐらいで終わるのかなと私は思っていたのです。ずうっとずうっと。何で去年の3月の前ですか、乗った船なので、私は消防団員の人に対して、あったことを全部、箇条書でもいいから覚えて書いておいてくださいよ。証拠になりますから。ずうっとずうっと。別にこれ幹部の話を聞いているわけではないのです。末端、下のほうの団員にも聞いているのです。

町長は消防長で、団長や副団長が7月の3日から25日まで活動していなかったのです、活動。ボイコットですね、ボイコット。これ町長が許したのですか。そこら辺をお聞きます。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの質問に答えます。

ボイコットしたかどうかは、それは団長から確認しておりませんが、その後の様子を見ますと、きちんと消防活動に出ているというのが現状ではないかというふうに思います。その期間どうだったというのは、事細かに私は報告を受けていませんので、それは分からない。ただ、現状を見ますと、きちんとやってくれているなという思いはあります。

議長（上野政男君） 8番、大里岳史議員。

8番（大里岳史君） 町長、消防長で団長の行動も把握しないというのはいかがなもの

かと思うのですけれども、私は。任せているというのが、消防長として、私はそこら辺責任あるのではないかと思うのです。書いてあるのですよ、現に。火災に出ていないとか、電話しても出ない。トップがそれで大丈夫なのですか、町長、そこら辺をお願いします。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

消防長としておかしいという話で伺っておりましたが、しかし、実際にそういう形でありまして、その間について、私は事務局からも、問題が発生した等の話は聞いていなかったものですから、その間については、そういう期間があったというのは後で聞いたという形の中で、その当時は分かりませんでした。

以上です。

議長（上野政男君） 8番、大里岳史議員。

8番（大里岳史君） では、町長、後から聞いてどう感じましたか。そこら辺をお伺いします。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

その期間については、やはりボイコットというのは、それは私には分からない話なのです。ただ、その期間があったにせよ、その前後において、きちんと対応してくれているわけでありますから、それについては、私はそれでいいのかなというふうに思っています。

ただ、ボイコットと言われればボイコットかもしれませんが、その期間を私が団長に何の期間ですかと問い合わせたこともありませんので、そういう期間については、私は前後を考えれば、やってくれているのだなというふうに捉えています。

議長（上野政男君） 8番、大里岳史議員。

8番（大里岳史君） 町長、では部長とかがそういうことやってもオーケーなのですね。部長とか課長が来なくて、後から頑張ればオーケーだと、私はそう捉えたのですけれども、そこら辺どうですか。

議長（上野政男君） 野村町長。

(町長 野村 勇君登壇)

町長(野村 勇君) ただいまのご質問にお答えします。

組織というのは連絡、報告、相談、強固なまとまりが必要でありますので、そういうことがないように対応してもらいたいという考えであります。

議長(上野政男君) 8番、大里岳史議員。

8番(大里岳史君) そうですね。やっぱりそれは混乱を招く原因になりますから、そこら辺は厳選しますから。

それで、「8月上旬に、団長が担当課に消防団長辞表を提出して、町長に提出するようにと。しかし、この辞表は記名も印刷、捺印がないため、有効性を問われるときは無効と主張しているにもかかわらず、本部指導員に対しましては、私は消防団を辞めますから、後の団長、副団長でお願いします」と言っているのです。町長、何で受理しなかったのか、そこら辺ちょっとお伺いしたいです、私は。本人が辞めると持ってきて。その受理しなかった理由をお伺いします。

議長(上野政男君) 野村町長。

(町長 野村 勇君登壇)

町長(野村 勇君) 退団届を持ってきて、なぜ受理しなかったという話ですよ、議員の質問は。お答えをさせていただきたいと思います。

私も突然出てきたものについて信じられませんでしたので、よく見ましたら判こも押していない。これは気持ちはどうなのかなということで確認しましたところ、これは続けてやりたい、やらせてもらいたいという話でございますので、「じゃ、何であれを出したのか」と言ったら、こういう書類で出せばいいのかなということを確認したということでありましたので、私はそういうふうに取り扱っております。

議長(上野政男君) 8番、大里岳史議員。

8番(大里岳史君) 町長、こんな子どもだましのこと通用します。団長ですよ、団長。子どもがサッカーやって辞めますとか、そんな話しているのではないのです。八千代町の安心安全、財産を守るトップですよ、ナンバーツーですから。町長がトップですから。これが、そんな、これでいいのか、そんな子どもだましの答弁で本当にいいのですか。団長ですよ。町長、ここが一番肝腎なのです。先ほど言ったように。団長、副団長の退団届を受理し、8月25日に辞令交付式が、時間と場所、そこまで予定されていたのです。町長、時間と場所が指定されたということは、町長はオーケーしたのではないの

ですか、違うのですか、町長、お伺いします。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの質問にお答えします。

私はそれを許したつもりはありませんということです。

議長（上野政男君） 8番、大里岳史議員。

8番（大里岳史君） では、何でこれ、辞令交付式が時間と場所決まっていて、1日、2日でなぜ覆ったのか。何が起こったのか。圧力でもかかったのですか、これ圧力でも。誰かしら。消防団のそこが一番聞きたいです。時間と場所、仕事の日程もずらして空けたのですよ、そこ。それが1日、2日で変わってしまったのです。辞令交付式なくしますよと。町長が言っていないのに誰が出したのですか。勝手にできるのですか、これ。町長、勝手にそういうことできるのですか、お伺いします。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

勝手にできるはずがなくて、私が最終的には判断するという形になります。私が任命権を持っていますのは団長です。消防団については、消防団の方の意向を聞いて、最終的に私が任命するという、そういう形でありますけれども、その辞令交付式云々については、私は聞いていなかったということでございます。ですから、それをどうして段取ったかというのは、分からないということです。

議長（上野政男君） 8番、大里岳史議員。

8番（大里岳史君） 町長、それでは担当部長とか課長をやる人がいなくなってしまうですよ。部長、課長が勝手にやったと聞こえますから。そうでなくても板挟みで大変なのに。だから、今回、部長と課長に私は聞かないのです、今日は。なぜか。議事録起しても被害者になっているので。恫喝されたり、かわいそうだなと。病んでしまわないのかなと私は思っているのです。

それが、さっきの町長の答弁では、私は関係ない、部長と課長が勝手にやりましたと聞こえるのですけれども、町長、それでいいのですか、もう一回お伺いします。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの大里議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

団長の先ほどの件につきまして、私ちょっと言葉足りなかったかもしれないですけども、出したものを引っ込めて、はい、そうですかという話ではないのです。実は、きちんとしたやり取りをしまして、その中で先ほどの辞表の扱いになったわけでありまして、ご本人のほうからは、きちんと今までどおりやりますということは確認してありまして、その中身については、ここで申し上げるわけにはいきませんが、先ほど言ったように、辞表については、こういう形でよろしいのですかということを開きたかったという話でありますから、それを私は受けたという形であります。

そして、責任問題ですが、何も部下の者に私がやったことに対して責任を取らせようとか、そういう考えは一切ありません。しかし、意思疎通がうまくいかない形の中で、事が起こるということもあったかもしれませんが、全ての責任は最終的には私が取るということでございます。

議長（上野政男君） 8番、大里岳史議員。

8番（大里岳史君） そもそも軽々しく退団届を出すからこんなことになるのです、団長が。出さなければこんな問題にならないのです。辞令交付式が覆った、部下が勝手にやったようなことを言いましたけれども、その日からなぜか開き直って続投する、任期までやる。今までの行動や言ったことは、やっていない、言っていない、記憶にない。おまけに町長に頼まれているから、そう言っている人が、言っていない、やっていない、トップで誰が指示するのですか、町長、これ。私は絶対ついていきませんよ、そういう人では。消防団は危険を伴う火災、災害現場で活動している中で、混乱を招くことが私は起きると思いますが、混乱が起きるのは私だけでしょう、そういう人の指示に従って。町長、誰が指示に従います、その人の言うことを聞きます。町長だったら聞くのですか。消防長ではなくて一人の団員として、そういうトップについていく自信ありますか。私はありません。言った言わない。町長、そこら辺をお伺いします。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの大里議員の質問にお答えをいたします。

私がトップでなくて一人の団員、組織の一員であったらということではありますが、一人の組織の人員であれば、一人の組織の者として、自分なりに理解して行動するという

のが私の姿勢であります。ですから、トップといえども過ちもあるし、あるいは正しいこともこれはあるでしょう。幅広い角度から見て、組織の一員としてなじんで行動していくというのが大事であると思います。

議長（上野政男君） 8番、大里岳史議員。

8番（大里岳史君） 町長、言葉拾っての答弁ありがとうございます。でも、町長、消防団というのは火災、災害ですよ。組織といっても、町長、命かけているのですよ。そんな生ぬるい取ってつけたような、そんなのは通用しないです。私は通用しないです、私なら。申し訳ないですけども。ミスもある。ありますよ、人間は完璧ではないですから。でも、ミスの連発ではないですか、今まで。まだこれ3月から8月までなのです。この一部分なのです、まだ。そこで間違いが何回起きているのですか、町長。取り返しがつかないことが起きていないからまだいいのですよ。これまだ。私は、町長に何回も何回も、消防団のことは早く対応、対策したほうがいいと持ちかけました。一向に話し合う機会もつくらず、時間だけがどんどん、どんどん過ぎてしまって、溝がどんどん、どんどんできたと私は感じるのです。なぜ町長、これすぐに対応、対策しなかったのか。誰かかばっているのですか、誰かを。私は何回も言いました、町長室まで行って。町長、消防団をちゃんとやったほうがいいと思いますよ。これ本当おかしくなりますよ。ちゃんとやってたほうがいいと思いますよと、多分何十回と言いました。

何で町長が指示出さなかったのですか。すぐに対応、対策しなかったのか、そこら辺お伺いします。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの大里議員のご質問にお答えします。

全くやらないというような話をしていますが、それも全くの誤解でありまして、対応しているのです。私は町長に何回も言ったということではありますが、大里議員にも私も言いましたよね。消防団の皆さんを説得してやってくれ、説明してやってくれ、その話もしましたよね。私は、ですから両者の意見を聞いてまとめなくてはならないということです、多くの方の意見を聞いている、そういう形であります。全くやらないというのは誤解であります。

議長（上野政男君） 8番、大里岳史議員。

8番（大里岳史君） これは町長、誤解ではないのです。1年間で町長が出張った会議

は何回あるのですか。町長、誤解だ誤解だと言いますけれども、私は回数も書いてあるのです。やっと9月に町長が出てくるのです。やばいと思って。9月11日の会議に町長が出てくるのです、やっと。これ全部ありますけれども、町長出てくるのです、やっと9月に。町長もいいこと言っているのです、会議で。丸つけておいたから分かるのです。町長が、「言い訳する場ではなく、もっと心から言葉を伝えてほしい」と団長に言っているのです。丸つけているので分かるのです。いいこと言っているのです。町長、やっと9月なのです。3月から会議出たのが。指示していても何も発展しなければ、動いたと言わないのです。聞いていますよ、町長に分団長会議でも何でもやれと言っても、言ってから3週間とか1か月、2か月かかっているのです。私の考えですよ。多分町長、時間がたてば何とかかなと思っていただけないの、消防団の問題。時間たてば何とかかな、何とかしてしまおう。違います。その辺伺います。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの大里議員の質問にお答えいたします。

何とかしてしまおうという考え、それは全くの誤解です。問題が複雑なので時間をかけざるを得なかった、そういうことであります。

議長（上野政男君） 8番、大里岳史議員。

8番（大里岳史君） そうですね、これはすぐに解決するような問題ではないのですが、やっぱりこれは報連相、報告、連絡、相談がよくできていない。それがそもそも原因なのです。私も町長を責めたくないのです、別に。町長のこと嫌いではないので、私は。でも町長、辞めると言った本人が、では後の人に任せるとか言っているのです、あちこちで。新体制になった人に任せますと。辞めると言ったり続投すると言ったり。

夏祭りなのです、町長、夏祭り。町長はやっぱり主催者だから忙しい。俺は人間観察大好きなのです。人間観察が。テントの中にいて、あとは全員裏にいたのです。もうここで完全に駄目なのだなと。もう駄目なのだな、消防団、八千代町の。そこで私は感じました。もう駄目なのだなと。最初言っていましたよ、本部指導員の人が。組織だから、団長、副団長の言うことで従ってきましたと。分団長と衝突もしました。指導長とか指導員は、組織だから。団長に言われたままにやっていました。その指導員が、私は団長に、「下から上がった意見は聞いたほうがいいよ。会議もやったほうがいいんじゃない

いですか」、何回も言ってきました。でも聞く耳持たない。多分町長より私のほうが消防団と話し合っています、何回も。中身の濃い会議しています。だから、消防団が言っていました、こういうふうには。「本当は議員さんに相談したくなかった」と。要は。でも、誰も動いてくれないので、言っても話にならないので。14人議員さんいて私に相談来ました。だろうなと思いましたよ、私は。徹底的にやりますから、私は。私のキャッチフレーズ、信念は必ず貫くので、町長。私は13年やっていますけれども、自分で変わったつもりはないです。駄目なのは駄目。いいものをいい。是々非々でやっているの、町長、消防団なのです、これ。ボランティア団体、八千代町にはなくてはならない存在。応援団事業とかなぜやっているか、町長、分かります。私、消防団やったことないのです。でも、昼夜問わず一生懸命頑張って、消防団に何かしてやれないかと、つくづくずっと思っているのです、私は、本当に。消防団やったことないので、口だけでは何とも言えるのです。

町長、今度は秋祭り、この消防団、役場職員以外の消防団はボイコット、町長は結城市の70周年式典参加予定、議長と。消防団がいない。これやばい。代わりに副町長に行ってもらって、町長、そのときどう思いました。消防団誰もいない。8人ぐらいしかいない。そのときの気持ちはどうですか。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまのご質問にお答えします。

人間関係のいろんなもつれもあったかと思いますが、その中でできる限りの努力はしてくれているなというふうに感じています。

議長（上野政男君） 8番、大里岳史議員。

8番（大里岳史君） できる限りの努力ってどういう意味だか、私はちょっと捉えなかったのですが、消防団、式典、70周年、節目ですよ、結城市の。町長初めて泡を食ってしまったのではないですか、消防団がいないので。だから、急遽変わったのではないですか。やばいぞと。そうではないのですか、町長。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまのご質問にお答えします。

もともと結城市のほうは副町長に出ていただく、そういう考えでございました。

議長（上野政男君） 8番、大里岳史議員

8番（大里岳史君） 私の聞いた情報とは全然違うのです。町長が出る。急遽。では、それはいいです。

ボイコットして、町長はあの雰囲気、ずっと最後までいましたよね。いましたよ。消防団いなかったの。町長、取りあえずそれがいろんな始まりなのです、消防団の亀裂の始まりなのです。もう亀裂はできましたけれども、どんどん、どんどんなったのは。町長、八千代町前代末聞の出初め式、できなかった。通知来る前に延期、中止、延期というのは必ずやるということです。出初めできないのに延期、秋季点検でもいいからやるような考えがありましたけれども、消防団が参加しない。八千代町はないのです。たまたま町長、12月28日から鳥インフルエンザ。あれがあったからまだ救いなのです。鳥インフルエンザだからやらないのかいという町民の声が多いのです。私は言いましたよ、「違いますよ」と。「消防は今ごちゃごちゃなんで、できません」と。「ああそっか。鳥インフルエンザでやんねえと思ったよ」、そういう町民の声があるのです。出初め式できなかった、やれなかった、町長、そこまで引っ張ってしまったからなのです。私はさっき町長が、議員も協力してとずっと言っていました。私がこの問題に携わらなければ9月いっぱい全員辞めていました。誰も辞めろとは私は言っていない。辞めては困ってしまうので。もともとこれは、地元の分団のほうから火がついたのです。要は、地元がいなくなってしまうと困ると。OBもみんな言っていました。「大里、関わんねえほうがいいぞ。やめたほうがいいぞ」と言われました。でも、地元の分団が機能していないのでは困るので、私は動いたのです。今ではもうまとまったのです。新体制に向けてもう始まってしまっているのです。

町長、いつ出すのですか、決断。言っていましたよ、12月のときも出す。次は2月中には出す、今度は議会終わってから出す。2転3転、町長も変わってしまっているのです。私はぴしっと切ってしましますよ、1回辞めると言った人は。信用ないですもの。町長、2転3転変わった理由は何ですか。2月中にやる、今度は議会終わってからやる。そこら辺をちょっと聞かしてください。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの質問にお答えします。

2転3転、言うのは何回か言いましたけれども、やりますよと言っているわけですか

ら、それは変わっていないです。ただ、タイミングも次は何月何日という話はしていなかったはずなのです。時間がかかるというのも分かっていたから。そういう意味です。

議長（上野政男君） 8番、大里岳史議員。

8番（大里岳史君） そうですよ、町長の判断とあれがちょっと遅いので、幾らかこういうふうに言った言わないというふうになっていますけれども、私は消防団からもこれ出ているのです。八千代町消防団長不信任案、7月1日付で。あと、本部指導員も連名で出しているのです。町長、見ましたよね、これ。では、これ出ているにもかかわらず、町長は何も動かなかった。7月ですよ。8か月ほっぽっておいた理由は何ですか。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの大里議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

ほっぽっておいたということは、それありません。そして、消防団長は、そもそも消防団の皆さんが選出して、私にこの方ということで私が任命しているわけです。消防団の皆さんが、この方と思って団長を選んで、私に団長にしてくださいと。そこで私は団長に任命させていただいた。それを今度は不信任という形がありますが、議員が恐らくどちらの意見、両方聞いたのかそれは分かりませんが、私は立場的に両方の意見を聞いた上で判断しなければならないということなのです。その両方の話を聞くというのは、やっぱりお互い感情的になっているから、尾ひれがついたりしますので、そこを抜きにしてきちんと把握した上で判断したいということで、時間がかかっているだけの話です。

議長（上野政男君） 8番、大里岳史議員。

8番（大里岳史君） そうですね、町長、これいつ、2月ですか、2月に町長が会議に出て、不信任案が議題に上がって、3分の2で可決。町長のいる前でやりましたよね。3分の2になっているのです。町長のいる前でやっているのです。町長もその目の前で見ています。いつも町長が口癖に言うのが、消防団が選んだ。分団長の中では、これ1年にみんな替わるので、選んでいない人もいます。町長はすぐに団長が選んだ。消防団員が選んだのだから、選んだのだからと言いますけれども、町長は部長、課長を選ぶときに、こいつ失敗したなというのはないですか。こいつではなかったな、こ

いつだったな。ちょっと人事案件ミスだなというのはないですか。それと私は同じだと思うのです。期待したのに、こいつは違うな、違ったなと。あると思うのです。

最後にちょっと言いたいのが、消防団で決めたことに町長は従うと。去年9月の定例会の大久保敏夫さんが言ったときも言っているのです。消防団で決めたことに従うと、この議場で言っているのです。消防団で決めたことに何で町長は従えないのですか。口だけで言っているのですか、町長はいつも。消防団で決めた、消防団というのはどこを指しているのですか。分団長会議は大事な会議だと言って、そこで決めたことなのです。消防団で決めたのです。幹部会で決めたのです。何で町長、ここで議場で消防団で決めたことに従うと言ったのに従わないのですか、そこをお願いします。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまのご質問にお答えいたします。

消防団のほうに従うとは言いましたが、その中身の精査については自分でやらなければならないということです。

議長（上野政男君） 8番、大里岳史議員。

8番（大里岳史君） 中身をやるって、町長、いつやるですか。いつ。もう3月ですよ。3月31日で消防団みんな辞めるのですよ。町長は多分、私の思っていることは、消防団が秋祭りと出初めはボイコットしたけれども、火災に行ってもらっているからという安心感があるのではなですか。火災は行ってくれているから、そうだと思うのです、私は。でも、3月31日しかリミットはないのです。4月1日からは完全休止なのです。火災も何も出動しないのです。でも、消防団を辞めないでくれと言いましたよ、何回も。では、休止しますと。消防団辞めないでくれたのです。1回辞めたけれども、いないので、では、分かりました、休止します。完全休止しますと。町長、そこまでの時代になってしまっているのですよ。本当に今日のこの私の一般質問が終わって、今日のうちでもちゃんとした判断を、間違ったことに動けば八千代町消防団は終わりなのです。町長、2日前ですか、古いものは排除して新しいものに入れ替える、そういうふうにここで言っているのです。そういうのも口先で言っているのかなと私思うのです。私はあんまり頭よくないので、行動で、この質問やるのにも本当に夜眠れなくなるのです、頭に出てくるのです。どうしようかなと。ありますよ。中には、大里議員が裏で絵図描いているなんて言っている人もいるし、でも私はそう言われても構わないですよ、別に。逆に自分を

褒めたいですよ、消防団を動かせる、そこだけの男になったと自分を褒めてあげたいです。

この文書を全部起こすと。全部指導員、指導長のせいなのです、団長は。団員の教育がなっていないと。いやいや、俺は褒めてあげたいですよ、指導長とか指導員を。ここまで仕上げた組織にした。私は逆に褒めてあげたいのです。町長、新体制にしても大丈夫です。八千代町消防団は大丈夫ですよ、私が責任持ちます。町長が持てないのなら私が持ちます。そこまでちゃんと仕上がっていますから。やっぱりありますよ。プライド持ってやっていますよ、うちの消防団は。酒飲み行っても何時に代行、今ここで飲んでいるから、飲まない人もいる。毎回ですよ、1回、2回だと思ったら、もう10回ぐらい飲んでいますが、毎回そうなのです。町長のことを責めているようになってしまっているのですけれども、町長のちょっと判断が、何が怖いのですか、町長、誰かに遠慮してやっているのですか。それなら消防長辞めたほうがいいですよ。判断できないのであれば誰かに任せたほうがいいですよ。消防団、家族もいるのです。昼夜問わず、家族もいて、全部犠牲にしてやってくれているのです。八千代町の安全安心を守ってくれているのです。今回、先ほど言ったように、消防団員が選んだからって陳情まで上がっているのです。新旧問わず、今回も新しくなっても通用するように出しているのです。そういう消防団を口先だけで、町長、それでいいのですか。私は、そういうふうにはできないのです。先ほど言ったように消防団やったことないし、寄り合いなんか行けないですよ。酒飲んで行けないですもの。本当に頭が下がります。

今は火災とか行ってくれているから、多分町長は大事だ、何とかなる。私はそうしか思っていないですよ、本当に。八千代町の消防団は始まっていないですよ、出初め式もやっていないし、始まっていないのです。一日も早く決断して、新体制でやりましょう。町民のためにやってくれる。町長、いつ出すのですか、決断は。いつ出すのですか、それを聞きます。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの大里議員の質問にお答えいたします。

さも考えていないような言い方していますが、そんなことはないです。夜も眠れないほどずっと考えています。そして、消防団の皆さんには本当にありがたいし、家族もいるのも分かっているし、私自身も職員時代も消防を担当していますから、よく中身も分

かっています。一生懸命やってくれています。問題は、全員八千代町の人間なのです。仲よくやってもらいたいです。遺恨を残さないようにやってもらいたい。みんなそれぞれ努力はしているのです。誰に聞いたってサボっている人なんかいないです。みんな一生懸命やっているのです。私は誰一人辞めさせたくないのです。それを考えてやっています。だから、結論はやがて出るということになりますが、いつと言うとまた何回も言われますから、ここでは控えましょう。

議長（上野政男君） 8番、大里岳史議員。

8番（大里岳史君） 分かりました。取りあえず3月31日には出すのですね、町長。辞令交付式もありますから。辞令交付式も出ないと言っていましたよね、みんな。出ない。4月1日以降ですから、辞令交付式は。それも出ない。町長、そういう生ぬるいのは通用しないのです。長らくやっても誰もそう思っているのです。でも、これだけ溝が深まっては無理なのです。しこりも残るのです。八千代町、町長分かるではないですか、政治家として。選挙のときもしこり残るのです。何やったって残るのです。町長、そんなのきれいごとなのですよ、私から言わせてもらえれば。仲よしこよしのボランティア団体ではないので、消防団というのは。仲よくやってもらいたい。小学校のサッカーとかそういうのではないのですから、組織だからトップに従う、それが組織なのではないですか、要は。そのトップが駄目だというのであれば、すぐにでも交換してやるのが町長の役目ではないのですか。先ほど赤塚さんもいいこと言いましたけれども、町長にそれを託されているのですから、町民から。口先だけで、通用しないですよ、消防団。2転3転変わってしまっているし、不信任しかないのです、要は。私は1人でも戦います。町民に何言われてもいいですよ、私は。あいつが裏でコントローラー持っているのだからなんて言われても全然構わないです。町長、不信任案通しましょうよ。真意を。真実は1つですよ、町長、何言っても1つ、真実は1つなのです。名探偵コナンが言いますけれども、真実は1つ。1つしかないのですよ、町長。2個も3個もないのです。もう待ったなしなのですよ、もう。町長、待ったなし。もう土俵際、無理なのです。12対3でこの間も可決されているのですから、3分の2以上ですよ、町長。町長も苦渋の決断と思います。町長が招いたことではないので、でも責任は絶対あるではないですか。フジテレビ問題だって謝るのはトップ。それと一緒に、やっぱり責任は取るべきなのですよ、町長、これ。町長も眠れない。聞きましたよ、町長はやっぱり消防団のことでいろんな悩んでいる。やっぱりトップですから。消防団だけではないので、これは本当に町長、

分かるのです。町長ではないのです、町長は決断力がやっぱりやらないと、どんどん、どんどん溝が広がってしまうのです。私は個人的に好きか嫌いかでやっているわけではないです。誰が聞いたっておかしいので。どの議員さんも追及しないので、消防で飛び火してしまっているのですよ、もう。くすぶっているのです。去年の9月の時点で終わればここまでの大炎上はしなかったのです。火のないところには煙は立たないのです。7つの分団みんなくすぶってしまっているのです。町長、俺に言われるからいつか言えない、そんなこと言っている場合ではないですよ、町長。俺に揚げ足を取られるから、そんな話をしているのではないのです。

では、消防団なくなるのは、町長はいいのですか。消防団なくなっても。もしなくなったとき、町長はどういう責任を取りますか、それをお伺いします。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

どこの町長が、自分の町の消防団なくなっていいなんて考えている人がいるわけじゃないのですか。そして、結局大里議員の質問というのは、団長を辞めさせろということですか。それで、私さっきからずっと言っていますが、両方の話を聞かないと分からないというふうに私は言っています。

（「だから逃げだよ」と呼ぶ者あり）

町長（野村 勇君） いや、逃げではなくて、やっぱりけんかとかぶつかり合いというのは両方があるわけではないのですか。それを聞く立場に私はあるということです。ですから、もし町の議員として大里議員が活動するのであれば、団長の意見も聞いていただければと思います。いろんな意見があるということです。

議長（上野政男君） 8番、大里岳史議員。

8番（大里岳史君） 町長、私にはそんなのは通用しないのです。では、何で団長は来なかったのですか、俺のところに。団長辞めさせろなんて言っていないです。新体制にしろと言っているのです。新体制に。では、何で団長、俺が質問やるのを知って、今日傍聴来ていますけれども、何で俺のところに来ないのですか、俺は総務委員長ですよ。議長のときはちゃんとやっていて、来てもらうときだけ挨拶あって、私は行きますよ、では。その立場だったら。何で来ないのですか、相談に、町長。町長の今回の質問で一回もない。ヒアリングもない。大里議員はどういうの聞くだってない。どうせ逃げる

のだろうと思っていましたよ。町長、あんまり俺をなめてもらいたくないです。要は、本当に。団長辞めたら何にも始まらないでしょう、町長。始まるのですか。始まらないですよ。もう溝はかなり深いのです。消防団が言いたいことを私が代弁しているのです。町長の答弁聞いて、消防団も下で今見えていますけれども。消防長の考えああなのだ。誰がついてくるのですか、町長。ああそうなのだ、結局、お互いで話し合え、結局逃げちゃうのだ。判断できないのだ、決断できないのだ。そうなりますよ。

私がこの問題に携わっているから、消防団今もっているのです。自信持って言いますよ、私は。本当はみんな辞めてしまったのですよ。辞めるのは駄目だと言って、それ以外はないのかと、選択肢は。ずうっと止めているのです。私が消防団を動かしているわけではないのです。町長に持っていて私に持っていないとか、私に持っていて町長に持っていないのがある。私のことうらやましいのかなと。

だから、この問題をどうするのですか。あと1分しかないのです。いつまでにやるのですか。それだけ町長、聞かせください。いつまでに、3月31日のリミットはないですから。それ以外は完全休止。辞令交付式も出ない。そうなっていますから、最後にびしっと町長、決めてください。

以上です。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの大里議員の質問にお答えさせていただきます。

決断力ないと言っていますが、私は決断力はあるほうだと思っていますし、利用者から意見を聞いた中で、しかるべきときにはきちんと決断をする。それをお答えとさせていただきます。

議長（上野政男君） 8番、大里岳史議員。

8番（大里岳史君） 最後、決断力あるということなので、私は期待していますから。でも、町長、一日も早くやってください。私もこの質問を終わりにしたいのです、もう本当に。一日も早く消防団のことをよろしくお願いします。

終わります。

議長（上野政男君） 以上で、8番、大里岳史議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

（午後 零時42分）

議長（上野政男君） それでは、会議を再開をいたします。

（午後 零時 4 2 分）

議長（上野政男君） 次に、5 番、谷中理矩議員の質問を許します。

5 番、谷中理矩議員。

（5 番 谷中理矩君登壇）

5 番（谷中理矩君） それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。議席番号 5 番、谷中理矩です。

今年第 1 回目の定例会ということで、令和 7 年ではあるのですが、年号を遡りますと、ちょうど今年は昭和 100 年になります。私たちが今生きるこの八千代町が令和 7 年を生きているのか、もしくは昭和 100 年を生きているのか、そこがどういった認識で生きているのかでいろいろと変わってくるかと思っております。その上で、やはり今、全国的に見たところでの潮流というか、そういったところを大事にしながらの町政運営についてお聞きしていきたいと思います。私が聞くのが、企業や大学、研究機関との連携による実証実験の推進についてお聞きしたいと思います。

それでは、1 つ目です。実証実験の受入れ態勢の整備についてお聞きしたいと思います。近年、技術革新のスピードが加速する中で、新たに技術やサービスを社会に実装するための実証実験の重要性が増しております。特に AI、ロボティクス、自動運転であったりスマート農業や再生可能エネルギーといった分野では、実際の環境で試験を行うことで、技術の精度向上や社会的受容性の確認といったものが不可欠となっております。しかし、多くの企業や研究機関では、こういった実証実験の場を確保することに苦慮しているのが現状であります。都市部では、土地や規制の問題から、実証実験がなかなかやりづらい、ハードルが高く、地方自治体はその受皿として期待されているというのが現状になります。特に八千代町のような自然環境に恵まれていて、交通機関、交通インフラがある程度整っていたり、また通信インフラは、ネットワークが早かったりと整備されている地域では、実証実験のフィールドとして大きな可能性を秘めていると言えるでしょう。周辺自治体を見回しますと、実証実験として企業と連携して自動運転バスを走らせたり、新しい技術、サービスを社会に導入する前の、その効果、課題を検証する実験を行っているところが幾つもございます。よくそういったところ、すごい、す

ごいと言われるわけではありますが、あくまで実験でやっているわけです。まだ社会実装に至っているわけではないです。それであっても、やはり認知度は高いもので、同時にそうした実証実験を行える、そういった新しい試みを受け入れられる余力がある、チャレンジを認められるような自治体というのは、やはり評価がどんどん、どんどん高まっていく傾向にあります。本町においても、企業、研究機関との連携を強化し、地域課題の解決、産業振興につなげることができるのではないかと考えています。例えば分かりやすいものと言いますと、町の農業分野においては、スマート農業技術の実証実験を受け入れることで高齢化が進む農業従事者の負担軽減、集客率向上につながる可能性があります。こういったもの、実は既にされている場合もあるかと思います。ただ一方で、町内でそういった試みをしているといった情報が出回っていない、なかなかアピールできていないといったものも事実でありまして、そこも気にして見ていただきたいと思います。

また、防災減災の分野では、災害時の情報収集、避難誘導に活用できる最新技術の実験を行うことで、町の防災力向上に寄与することも考えられます。また、町内の学校、学生にも、こういった実証実験の機会を提供することで、地元の若者が最新の技術に触れ、学びの場を広げることができます。実証実験を単なる企業の取組として見るのではなくて、町民や地元産業との連携を深めることで、より広い意味での地域活性化につなげるべきではないでしょうか。

そこで、次の点お聞きします。町として企業や研究機関が実証実験を行う際の窓口を設置し、受入れをスムーズにする仕組みをつくることは可能でしょうか。また、その際に庁内の関係部署、地元企業、農業団体、商工会等、さらには学校などと連携してマッチングを進める体制についてどのように考えるか、お聞かせください。

また、この窓口についてというのがリアルな、いわゆる1階にあるような窓口ではなくて、やはりウェブ上でうまく完結できるような窓口を想定しております。

続きまして、こちらの2点目、PRに当たってです。実証実験を誘致するためには、町が積極的に情報発信をして、企業や大学に対して、八千代町が実証実験に適した、そういったものを受け入れている自治体であるとPRすることが重要になります。先ほど話したように、ほかの自治体では公式のウェブサイトを作ったりして実証実験の成功事例を紹介するなど、戦略的なそういった告知を行っております。また、東京都、大阪府、また茨城県もそうなのですけれども、こういった実証実験を希望する企業に対して、い

ろいろな受皿を用意したり、フィールド提供の仕組みをつくったり、補助金を活用したり、支援策を講じている自治体もあります。これも都道府県規模だけでなく、市町村規模でもやっている自治体もございます。

八千代町としても、こういった他自治体の事例を参考にしながら、本町ならではの、例えば農業であったり、そういった強みを生かした情報発信戦略を考えるべきではないでしょうか。例えば情報発信サイトをつくるであったり、あと企業、大学との、例えば展示会とか技術イベントにちょっと行ってみてお声がけをする、ほかにも、地元企業とのそういった受皿を共同でつくっていくような協力体制を改めて整えるであったり、こういった施策を講じることで八千代町を実証実験の場としてどんどん企業さんに活用していただく。それと絡めて地元の企業さんにも新たな技術革新であったり新たな働く場をつくるであったり、様々な機会創出になるかと思います。

その上で、質問として、町としてこの実証実験の受入れをPRするに当たってどのような戦略を取っていくか、連携を強化していくか、どのように進めるか、お聞かせください。

このように受入れ態勢の整備であったりPR戦略を強化することで、八千代町にこれまでになかった新しい技術やサービスというものが集まります。また、場合によっては本社移転なんかが起こったらありがたいのですけれども、そういった新しい技術を持っている企業の分社、サテライトオフィスというか支社というか、そういったものが事務所が新しく開かれる可能性もございます。それは、もう本当に地域の活性化であったり様々な産業振興につながるということが期待されます。同時に、若者が地元で最先端の企業で働きたいという思いをつくることにもなりますし、やはり地元で働く若者を増やすことにもなります。こういった企業、大学との連携というのは、かなり広範囲での効果を及ぼします。

この質問のきっかけなのですが、実は私も6年ほど前、議会議員になる前にこういったスタートアップで働いていたことがありまして、東京都が行うこういったプログラムに会社を代表して参加したことがございました。そのときに、全然もう関東ではない大変な地方部に行きまして、そういう新しい取組をその地域でやってみるということを一度したのですけれども、やはりその地元の学生であったり企業さんであったり、それも1社だけではなくて様々な事業者さんと絡めて、その地域で活動させていただいて、大変いい経験ができました。それをやはり自分自身やってみて、少し間が空いてし

まったのですけれども、そういった人や物、情報がこの町に来て、様々な動きに広がっていくことで、この町全体の可能性を広げていくことにつながると考えております。町の今後の方針についてご答弁をお願いいたします。

以上です。

議長（上野政男君） 馬場秘書公室長。

（秘書公室長 馬場俊明君登壇）

秘書公室長（馬場俊明君） 議席番号５番、谷中理矩議員の通告による一般質問にお答えをいたします。

企業や大学、研究機関との実証実験につきましては、新たな技術やサービスを社会へ導入する前に、地方自治体と民間企業、大学、研究機関が連携して実証実験を行うことによりまして、効果や課題、改善方法を検証するというものでございます。民間の柔軟な発想を取り入れ、地域や実施期間を限定した実験を行うことにより、前例のない試みを導入しやすくなると期待されておまして、現在、全国各地で幅広く行われております。その実証実験の分野は、防災やスマートシティー、Society5.0、MaaS、地方創生など多岐の分野にわたっております。民間企業と協力をして実証実験を行うメリットにつきましては、最先端の技術を導入し、先進的な実験を行うことで全国に向けたPRにもつながるということでございます。企業や研究機関の側といたしましては、実験が実現できているかどうか、細かなデータが集まるために、そのアイデアが机上の空論にとどまらないということを実証することができます。また、プロジェクトにかかる費用と、それによって得られる効果を具体的な数値でつかめるため、感覚的な判断に頼ることなく客観的に費用対効果を確認できるということにもなります。

具体的な事例といたしましては、議員の質問にもございましたが、自動運転の車が実際の交通環境の中で安全に走行できるのかといったことや、スマート農業の技術が農家の負担を軽減し、収穫量を向上させることができるのかといったことで、実際の環境の中で実験を行いまして、技術やサービスの有効性、改善点を見つけるものを各地で行っているというようなことでございます。茨城県におきましては、茨城ベンチャートライアル優良商品等創出事業者認定制度というものを設けてございます。これは、ベンチャー企業が提供する新商品や新サービスにおいて、新規性や独創性があり技術の高度化、経営能率の向上、または住民生活の利便性の向上に寄与するなど、一定の条件を満たせば茨城県との随意契約を可能とする認定制度でございます。現在、株式会社染めqテク

ノロジィという会社が、コンクリートの欠損部補強などの技術を使って実験をしております。そのほか9社、10事業が認定を受けているというふうな状況でございます。

また、つくば市におきましては、未来共創プロジェクトといたしまして、課題解決に資する未来技術、例えばA Iですとか自動運転、ドローン、ビッグデータ、サイバーセキュリティやI o Tなどの未来技術、こういったものに関する実証実験をつくば市では行っております。つくば市ではそういったものに支援をしているというような状況でございます。つくば市をフィールドにした実証実験への協力を通じて、市民生活の向上や地域経済の活性化に寄与することを目的とし、実証実験の実現に向けて、市がフィールドの提供や大学、研究機関へのあっせんなど、幅広くサポートをしているということでございます。

こちらの実績でございますけれども、平成30年度から事業を開始しておりまして、1件が採択されて以降、令和元年度に3件、2年度に2件、令和3年度は4件、令和4年には7件と、その数を増やしているということでございます。さらに、日立市や境町でも自動運転バスの実証実験は有名なところでございまして、境町では民間企業の協力の下、自動運転バスを導入し、実証実験を終えて、現在は生活路線バスとして、定時定路線での運行を開始しているところでございます。こうした事例などを参考に、当町におきましても実証実験を受け入れる態勢を整えまして、広く情報発信を行うことにより、企業や大学、研究機関などと連携しながら、町民の生活向上や地域の活性化につながるような実証実験を行ってまいりたいと考えております。まずは、町の課題の設定が大事であると思っておりますが、日頃から企業や大学の情報などを収集しまして、どのような実証実験が可能なのか、町でできるのか、こういったことを調査研究してまいりたいと考えております。

また、筑波大学が近くにありますし、現在今年、地域連携事業ということで早稲田大学などとも連携をしておりますので、そういったところで意見交換なども行いながら、今後体制も整えていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） 議席番号5番、谷中理矩議員の通告による一般質問にお答えをさせていただきますと思います。

秘書公室長の答弁にもありましたが、実証実験につきましては、全国でも先進的な実験を行うことで全国に向けたPRにもなりますし、実験結果によっては、住民の生活向上や経済の活性化にもつながるものであります。その有効性については十分認識しているところであります。

当町においては農業基盤が充実しており、広大な農地を耕作している農業者が数多くいらっしゃいますので、特にスマート農業分野における実証実験に適しているのではないかなというふうなことを考えております。現在スマート農業導入補助金などにより町内のスマート農業の推進を図っておりますが、さらに最先端の技術導入に向けた実証実験を行い、他地域に先駆けたような先進スマート農業の構築を図り、今よりも農家の方々の作業負担を軽減し、そして効率よく収穫量を増加させ、所得の向上につなげられれば、非常に有益であるというふうに考えております。

一方で、地域住民におきましても、新しいことを取り入れていくという意識づくりや実証実験を受け入れやすくするという、そういう仕組みづくり、意識づくりが重要ではないかなというふうに考えております。当町の悩みどころを改善していく、どんなことができるか、マッチングが大事であるというふうに思っています。町としては、実証実験を希望する企業や大学、研究機関が問い合わせることができる体制を整え、分野によっては、この町が実証実験に非常に適した自治体であるということの情報発信を強化して、魅力あるまちづくりを進めてまいりたいと思います。

全国の各地を見ますと、かなり幅広い取組をしているようでありますが、私は農業部門のところで、特に安田議員の研究開発をしております水サイクル、水環境、こういうものは八千代町の農業にとって最適なのではないかなというふうに考えているところで

す。

答弁いたします。

議長（上野政男君） 再質問ありますか。

5番、谷中理矩議員。

5番（谷中理矩君） ありがとうございます。とても前向きな質問で、ありがたいところです。恐らく実証実験のほうを八千代町で開始した場合、ほとんどの方が何やっているのだ、あれと、不思議そうな奇異の目で見られることになるかと思います。一方で、どこをやっても恐らくそれは起こるものでして、それを継続していくこと、またそれをどういったことをやっていて、社会的にも、そしてこの地域にどんなインパクトがある

ものなのかということをちゃんと継続的に伝えていくことで、何やっているのだ、あれが、何かすごいことやっているのだぞ、あれとなって、実際町民の皆さん一人一人の、この町すごいのだぞという思いを育てていくことにつながるかと思います。ぜひ前向きにどんどん進めていただけたらと思います。

以上で質問を終わりにします。

議長（上野政男君） 以上で、5番、谷中理矩議員の質問を終わります。

本日の一般質問はこれにて終了いたします。

議長（上野政男君） 次会は、明日午前9時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会といたします。

（午後 1時04分）